

事例コード | 201601

2016 年（平成 28 年） 熊本地震

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①発生日時

前震：平成 28 年 4 月 14 日（木） 21 時 26 分

本震：平成 28 年 4 月 16 日（土） 1 時 25 分

②震源及び規模

前震：熊本県熊本地方（北緯 32.44 度、東経 130.48 度）、震源の深さ 11km、モーメントマグニチュード Mw6.5

本震：熊本県熊本地方（北緯 32.45 度、東経 130.45 度）、震源の深さ 12km、モーメントマグニチュード Mw7.3

③各市町村の最大震度

下表のとおり。

表 各地の震度（震度 6 弱以上を掲載）

発生時刻	震度	都道府県	地名
平成28年4月14日 21時26分 (前震)	震度7	熊本県	益城町宮園
	震度6弱	熊本県	熊本市東区佐土原、熊本市西区春日、熊本市南区城南町、熊本市南区富合町、玉名市天水町、宇城市松橋町、宇城市不知火町、宇城市小川町、宇城市豊野町、西原村小森、嘉島町上島
平成28年4月16日 1時25分 (本震)	震度7	熊本県	益城町宮園、西原村小森
	震度6強	熊本県	南阿蘇村河陽、菊池市旭志、宇土市浦田町、大津町大津、嘉島町上島、宇城市松橋町、宇城市小川町、宇城市豊野町、合志市竹迫、熊本中央区大江、熊本東区佐土原、熊本西区春日
	震度6弱	熊本県	阿蘇市一の宮町、阿蘇市内牧、南阿蘇村中松、南阿蘇村河陰、八代市鏡町、玉名市横島町、玉名市天水町、菊池市隈府、菊池市泗水町、大津町引水、菊陽町久保田、御船町御船、美里町永富、美里町馬場、宇城市不知火町、山都町下馬尾、氷川町島地、合志市御代志、和水町江田、熊本南区城南町、熊本南区富合町、熊本北区植木町、上天草市大矢野町、天草市、五和町
大分県		別府市鶴見、由布市湯布院町川上	

(出典) 内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

④地震の発生状況

平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 6.5、最大震度 7 の地震が発生し（前震）、その後 4 月 16 日 1 時 25 分に同地域を震源とするマグニチュード 7.3、最大震度 7 の地震が発生（本震）した。本地震の特徴は、2 度の震度 7 の地震に加え、熊本県及び大分県を中心として、3 日間で震度 6 を 5 回記録したほか、過去の直下型地震と比較しても長期にわたって規模の大きな余震が頻発したことであり、なかでも発生から 5 日間での有感地震は 2,000 回に達した。

表 地震の発生状況（4月14日～29日、震度5弱以上を観測した地震）

発生日	発生時刻	震央地名	マグニチュード	最大震度
4月14日	21時26分	熊本県熊本地方	(前震) 6.5	7
	22時07分	熊本県熊本地方	5.8	6弱
4月15日	0時03分	熊本県熊本地方	6.4	6強
4月16日	1時25分	熊本県熊本地方	(本震) 7.3	7
	1時45分	熊本県熊本地方	5.9	6弱
	3時03分	熊本県阿蘇地方	5.9	5強
	3時55分	熊本県阿蘇地方	5.8	6強
	7時11分	大分県中部	5.4	5弱
	9時48分	熊本県熊本地方	5.4	6弱
4月18日	20時41分	熊本県阿蘇地方	5.8	5強
4月19日	17時52分	熊本県熊本地方	5.5	5強
	20時47分	熊本県熊本地方	5.0	5弱
4月29日	15時09分	大分県中部	4.5	5強

(出典) 気象庁「平成28年(2016年)熊本地震について(第42報)」(平成28年8月31日)
 (<http://www.jma.go.jp/jma/press/1608/31a/201608312145.html>) より作成

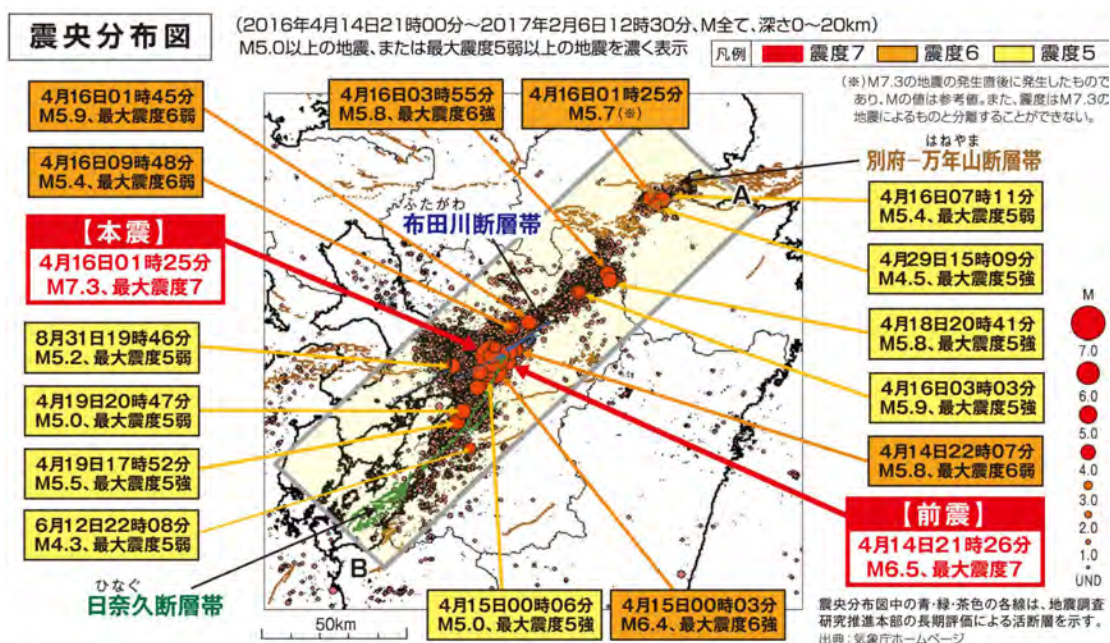


図 地震活動の分布状況

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震 公共土木施設の被災状況について(速報版)」(平成28年10月)

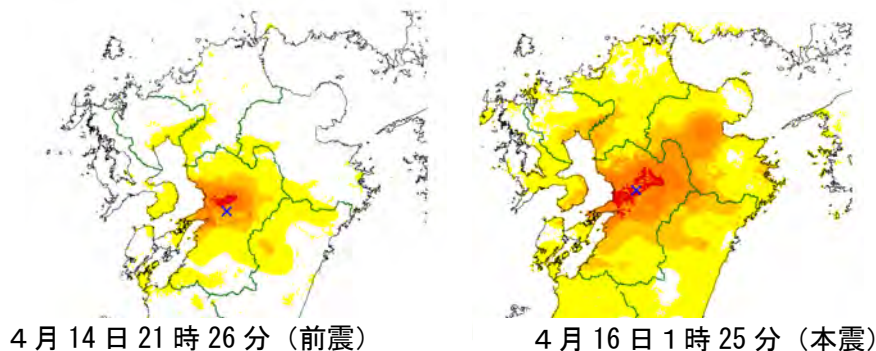


図 熊本地震の推計震度分布(震度7以上)

(出典) 気象庁「平成28年(2016年)熊本地震について(第7報)」(平成28年4月16日)
 (<http://www.jma.go.jp/jma/press/1604/16a/kaisetsu201604160330.pdf>) より作成

⑤被害状況

人的被害は、死者 273 名、重傷者 1,203 名、軽傷者 1,606 名となった。また、建物被害として、全壊家屋は約 8 千棟、半壊家屋は約 3 万 4 千棟、一部損壊家屋は約 16 万 3 千棟等、被害はあわせて約 22 万棟に及んだ。

また、各地で 190 件に及ぶ土砂災害が発生し、道路寸断等の物的被害をもたらしたほか、ライフライン被害も甚大であり、なかでも水道の復旧には約 3 ヶ月を要した地域（南阿蘇村）も生じた。これらの直接被害に加えて、農林水産業、観光業への地域産業への影響も大きかった。

このほか、庁舎の被災等により、行政機能の継続に支障を来す自治体が複数発生したことも特徴である。

熊本地震による熊本県・大分県の被害額は最大約 4.6 兆円と推計されている。また、公共土木施設（国土交通省所管）の被害報告額は 3,200 億円、査定見込額は 2,806 億円、うち熊本県は 3,319 箇所、大分県は約 900 億円（熊本市を除く）となっている。

表 熊本地震における九州 5 県の人的被害の概要

都道府県名	死者（人）	重傷（人）	軽傷（人）
福岡県	—	1	16
佐賀県	—	4	9
熊本県	270	1,184	1,553
大分県	3	11	23
宮崎県	—	3	5
合計	273	1,203	1,606

（出典）内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

表 熊本地震における周辺県の建物被害の概要

都道府県名	住宅被害（棟）			非住家被害（棟）		火災（件）
	全壊	半壊	一部損壊	公共建物	その他	
山口県			3			
福岡県		4	251			
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,657	34,491	155,095	467	12,857	15
大分県	10	222	8,110		59	
宮崎県		2	39			
合計	8,667	34,719	163,500	467	12,918	15

（出典）内閣府「平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」（平成 31 年 4 月 12 日現在）

表 熊本地震における熊本県内市町村の人的被害及び建物被害の状況

市町村名	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
熊本市	85	771	943	2,456	15,219	105,086
宇土市	10	24	18	116	1,747	4,386
宇城市	13	48	95	539	2,396	5,673
美里町	2	5	1	19	284	694
荒尾市						88
玉名市			18	11	95	1,550
玉東市			1	14	146	291
和水町			3		33	100
南関町			1	1	2	82
長洲町						69
山鹿町			4		19	563
菊池市	4	20	56	58	684	2,898

市町村名	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
合志市	7	27	56	47	862	7,050
大津町	4	26	10	154	1,372	3,820
菊陽町	6	14	15	15	672	5,133
阿蘇市	20	9	98	108	861	1,609
南小国町		1	2	1	38	175
小国町		2	4		1	135
産山村			2	12	46	180
高森町	3	3			1	115
南阿蘇村	31	31	120	699	989	1,171
西原村	9	18	38	512	865	1,097
御船町	10	11	10	444	2,397	2,178
嘉島町	5	11		234	565	1,462
益城町	45	135	31	3,026	3,233	4,325
甲佐町	3	17	2	105	986	914
山都町	3			16	247	529
八代市	4	12	17	20	431	2,662
氷川町	3		3	35	194	813
水俣市					3	5
芦北市					4	39
津奈木町						2
人吉市			2			51
錦町						1
あさぎり町						6
多良木町						2
相良村						2
山江村						2
天草市						79
上天草市					1	127
合計	267	1,185	1,150	8,642	34,393	155,164

(出典) 熊本県「平成28（2016）年熊本地震等に係る被害状況について(第302報)」(令和2年4月13日現在)

表 熊本地震における土砂災害の発生状況

種別	件数	うち熊本県内
土石流等	57	54
地すべり	10	10
がけ崩れ	123	94
合計	190	158

(出典) 内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日現在)より作成

表 熊本地震におけるライフライン被害の発生状況

	被害の概要	復旧状況
ライフラインの状況	電気(停電)(戸)	最大 477,000 概ね10日でほぼ復旧
	ガス(供給停止)(戸)	最大 105,000 概ね2週間でほぼ復旧
	上水道(断水)(戸)	最大 445,857 概ね1ヶ月でほぼ復旧

(出典) 内閣府「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日現在)より作成

表 熊本地震における農林水産関係の被害状況

区分	被害内容	被害箇所	被害額 (億円)	区分	被害内容	被害箇所	被害額 (億円)
農作物等	農作物の損傷	332ha 他	3.8	林野関係	林地の荒廃	474 箇所	392.9
	家畜の斃死等	325,387 頭羽 他	5.4		治山施設	45 箇所	25.3
	共同利用施設の損壊等	168 箇所	34.6		林道施設等	1,687 箇所	13.4
	農業用ハウスの損傷	946 件	37.7		木材加工・流通施設 及び特用林産物施設等	30 箇所	8.1
	畜舎等の損壊	12,305 件	504.7		小計		439.7
	小計		586.2				
農地・農業用施設関係	農地の損壊	11,696 箇所	278.3	水産関係	水産物	14 件	1.6
	農業用施設等の損壊	5,260 箇所	434.9		漁場	1 件	1.1
	(農業用施設： ため池、水路、道路等)	5,187 箇所	397.1		養殖施設	186 件	3.2
	(農地海岸保全施設)	70 箇所	35		漁港施設等	18 漁港	19.2
	(農村生活環境施設： 集落排水施設)	3 箇所	2.8		共同利用施設	24 件	8.3
	小計		713.2		小計		33.4
被害額計							1,772.5

(出典) 内閣府「平成 28 年(2016 年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」
(平成 31 年 4 月 12 日現在)

表 県管理及び市町村管理の公共土木施設災害査定結果(平成29年1月20日時点)

区分	箇所数	被害額(億円)
河川	1,420	310
道路	3,072	321
海岸(建設)	1	0.06
海岸(港湾)	5	2
橋梁	151	118
砂防施設	141	47
急傾斜地崩壊防止施設	7	1
地すべり防止施設	1	0.1
下水道	121	122
公園	38	68
港湾	19	10
合計	4,976	998

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震概要」より作成(端数処理のため、合計は厳密に一致しない)



斜面崩壊による道路寸断と落橋
(国道 57 号・国道 325 号 阿蘇大橋付近)



家屋の倒壊 (益城町)



液状化による宅地被害 (熊本市西区近見地区)



路肩の崩壊 (西原村小森)

図 熊本地震の被害状況

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震概要」より作成

⑥避難状況

熊本地震による避難者数は、熊本県内で最大 18 万人、大分県内で最大 1 万人に上った。避難所としての活用が予定されていた公共施設が被災等により不足したことにより一部ホテル・旅館等でも避難者の受入を行った。また、頻発する余震の影響で建物内への滞在に不安を抱いた被災者が多くみられ、車中泊による避難で駐車場が埋め尽くされるといった状況のほか、広大な敷地にテントを貼ったテント村も建設された。

こうした状況を受け、応急的な住まいの確保対策として、応急仮設住宅は 4,303 戸が平成 28 年 11 月 14 日までに建設されたほか、民間賃貸住宅の空室提供による借上型仮設住宅の提供戸数は 15,925 (平成 29 年 10 月 11 日集計、決定通知済み件数ベース)、公営住宅は全国で 11,888 戸確保され、このうち 1,836 戸が入居に至った (平成 29 年 10 月 16 日時点)。

また、熊本県では、ピーク時の平成 28 年 4 月 17 日 9 時 30 分に 855 の避難所が開設され、避難者は 183,882 人であったが、平成 28 年 11 月 18 日に全避難所が解消された。大分県では、ピーク時の平成 28 年 4 月 17 日 8 時 00 分に 311 の避難所が開設され、12,443 人の避難者があったが、平成 28 年 5 月 16 日に全避難所が解消された。

表 熊本地震に伴う避難状況

都道府県名	最大避難者数 (最大・人)	避難所数 (最大・箇所)	日時
熊本県	183,882	855	平成28年4月17日
大分県	12,443	311	平成28年4月17日
合計	196,325	1,166	

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書」、内閣府「平成 29 年版 防災白書」より作成

<熊本地震における避難所・避難者数の推移>

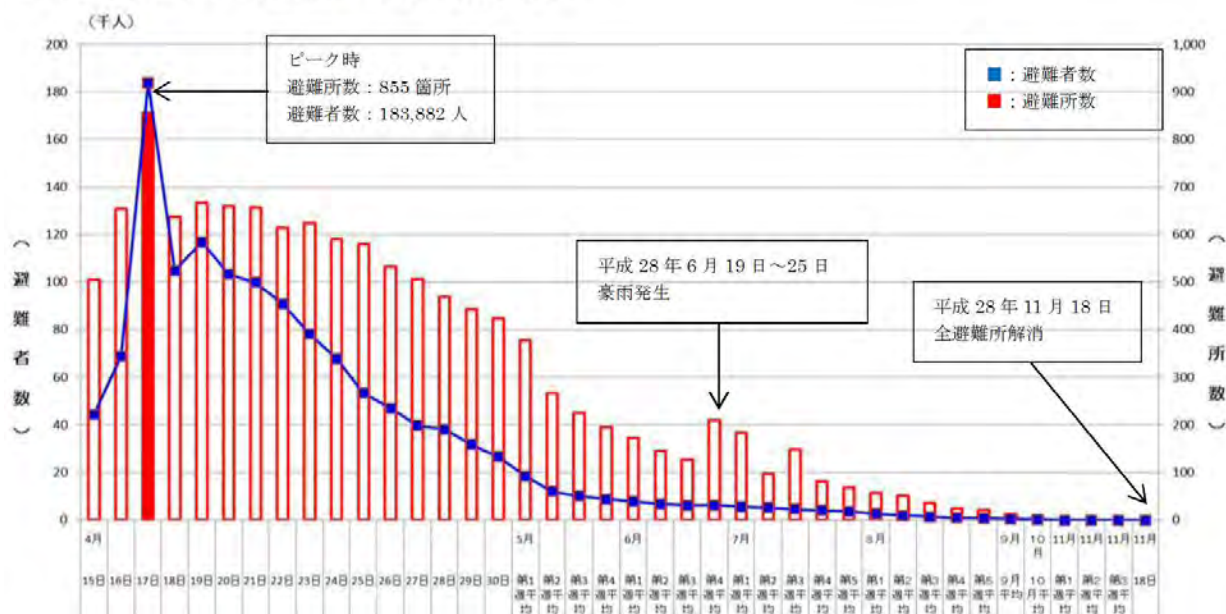


図 熊本地震における避難所・避難者数の推移

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

(2) 災害後の主な経過

4月14日(木)21時26分の前震発生を受けて、熊本県に災害対策本部が設置された。熊本県は同日県内全45市町村に災害救助法を適用した。

一方、国は同日非常災害対策本部を設置し、熊本県全域に被災者生活再建支援法の適用を決定した。さらに4月16日(土)1時25分の本震発生を受けて、大分県由布市に被災者生活再建支援法の適用を決定した。なお、本災害は激甚災害(本激)の指定、特定非常災害の指定、大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定がなされた。

また、国は被災地方公共団体からの要請を待たずに支援物資を送るプッシュ型支援を初めて実施した。

表 熊本地震災害後の主な経緯

期日	市町村の対応	熊本県の対応	国・関係機関の対応
平成28年4月14日	21:26 熊本地震前震発生 M6.5、震度7(益城町)	21:26 熊本県災害対策本部設置 22:40 蒲島知事から自衛隊へ災害派遣を要請	21:28 消防庁災害対策本部設置 22:10 非常災害対策本部設置
4月15日		0:30 災害救助法の適用について決定(適用区域:県内全域、適用日:4/14)	被災者生活再建支援法適用(熊本県全域)
4月16日	1:25 熊本地震本震発生 M.7.3、震度7(益城町・西原村)		被災者生活再建支援法適用(大分県由布市)
5月9日			国道325号阿蘇大橋の災害復旧を道路法に基づき国が直轄代行を決定
5月13日			農地海岸直轄代行を決定 農地海岸施設の直轄代行による復旧事業実施を決定
8月30日		災害対策本部体制を警戒本部体制へ移行	県道熊本高森線、村道栃の木~立野線の災害復旧を大規模災害復興法に基づき国が直轄代行を決定

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書 参考1 熊本地震クロノロジー」より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握	●	→	【20160101, p259】 (熊本県)	
施策2：がれき等の処理	●	→	【20160102, p260】 (熊本県)	
	●	→	【20160103, p261】 (熊本市)	
	●	→	【20160104, p263】 (熊本市)	
	●	→	【20160105, p264】 (益城町)	
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備	●	→	【20160106, p265】 (熊本県)	
	●	→	【20160107, p265】 (熊本市)	
	●	→	【20160108, p267】 (熊本市)	
	●	→	【20160109, p268】 (宇土市)	
	●	→	【20160110, p268】 (益城町)	
	●	→	【20160111, p271】 (甲佐町)	
	●	→	【20160112, p272】 (南阿蘇村)	
施策2：復興計画の作成	●	→	【20160113, p273】 (熊本県)	
	●	→	【20160114, p277】 (熊本市)	
	●	→	【20160115, p280】 (宇土市)	
	●	→	【20160116, p282】 (宇城市)	
	●	→	【20160117, p284】 (美里町)	
	●	→	【20160118, p286】 (大津町)	
	●	→	【20160119, p287】 (高森町)	
	●	→	【20160120, p289】 (南阿蘇村)	
	●	→	【20160121, p292】 (御船町)	
	●	→	【20160122, p297】 (嘉島町)	
	●	→	【20160123, p300】 (益城町)	
	●	→	【20160124, p305】 (甲佐町)	
	●	→	【20160125, p310】 (山都町)	
	●	→	【20160126, p311】 (球磨村)	
施策3：広報・相談対応の実施	●	→	【20160127, p313】 (熊本県)	
	●	→	【20160128, p314】 (熊本市)	
	●	→	【20160129, p315】 (大津町)	
	●	→	【20160130, p316】 (嘉島町)	
	●	→	【20160131, p316】 (熊本市)	
施策4：金融・財政面の措置	●	→	【20160132, p318】 (熊本県)	
	●	→	【20160133, p319】 (高森町)	
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保	●	→	【20160134, p319】 (熊本県)	
	●	→	【20160135, p320】 (益城町)	

201601	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
施策 2 : 恒久住宅の供給・再建	●	●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
施策 3 : 雇用の維持・確保				
施策 4 : 被災者への経済的支援	●	●	●	●
施策 5 : 公的サービス等の回復		●	●	
2.2 安全な地域づくり				
施策 1 : 公共施設等の災害復旧		●	●	
施策 2 : 安全な市街地・ 公共施設整備		●	●	
施策 3 : 都市基盤施設の復興	●			●
	●			●
		●	●	●
施策 4 : 文化の再生		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
2.3 産業・経済復興				
施策 1 : 情報収集・提供・相談				
施策 2 : 中小企業の再建		●	●	●
		●	●	●
		●	●	●
			●	●
施策 3 : 農林漁業の再建		●	●	●
	●			●

3. 災害復興施策事例

(1) 被災状況等の把握

【20160101】被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（熊本県）

○被災建築物応急危険度判定について

- ・ 余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県で認定登録されている応急危険度判定士を派遣し、建築物の被災状況を応急的に調査し、住居者や付近を通行する歩行者に対して、建築物の危険性について、情報提供を行った。
- ・ 判定結果については、建物の見やすい場所に判定ステッカーで表示し、その危険性について示された。
- ・ なお、応急危険度判定の実施本部は各市町村である。



図 被災建築物応急危険度の判定ステッカー

表 被災建築物応急危険度判定調査結果（H28. 6. 4 時点）

	判定棟数	調査済	要注意	危険
熊本市	30,487	14,126	10,514	5,847
益城町	9,769	3,006	2,957	3,806
西原村	2,703	610	725	1,368
御船町	1,426	311	480	635
菊陽町	152	38	67	47
宇土市	1,265	506	531	228
南阿蘇村	2,128	550	564	1,014
南小国町	219	153	50	16
山都町	65	12	33	20
阿蘇市	1,725	863	519	343
菊池市	593	196	197	200
甲佐町	1,543	465	545	533
宇城市	2,099	1,006	606	487
美里町	294	50	201	43
大津町	891	181	321	389
高森町	26	22	3	1
嘉島町	2,115	731	682	702
氷川町	70	7	34	29
合計	57,570	22,833	19,029	15,708

(出典) 熊本県「熊本地震による被災建築物の応急危険度判定について」

○被災宅地危険度判定結果について

- 被災宅地危険度判定制度に基づき、全国・県内から派遣された被災宅地危険度判定士による調査を平成28年4月17日から6月16日まで実施した。その後は、熊本市による調査が実施されていたが、平成29年1月11日に終了した。

表 被災宅地危険度判定調査結果（調査期間：H28.4.17～H29.1.11）（単位：件）

市町村名	危険(赤)	要注意(黄)	調査済み(青)	簡易調査	判定不能等	計
熊本市	500	732	322	3,901	23	5,478
その他市町村	2,260	1,296	663	10,113	212	14,544
計	2,760	2,028	985	14,014	235	20,022

- その他市町村：益城町、西原村、南阿蘇村、大津町、菊陽町、御船町、合志市、甲佐町、美里町、宇城市、山都町
- 簡易調査の内訳：熊本市（簡易黄364、簡易青3,537、計3,901）
- その他市町村（簡易黄1,985、簡易青8,128、計10,113）

（出典）熊本県「被災宅地危険度判定の調査結果について」

（２）災害廃棄物の処理・公費解体

【20160102】がれき等の処理（熊本県）

○がれき等の処理の概要

- 熊本地震では、約19万7千棟にのぼる住家が被災し、県内45市町村のうち29市町村で膨大な量の災害廃棄物が発生した。発災当初は、県内の一般廃棄物処理施設73施設のうち23施設で被害が確認されたことから、応急的に、生活系ごみを主とした災害廃棄物について、県内外からの協力を得て収集・運搬を行うとともに、焼却や埋立てなどについても、県内外の施設において広域的な処理を行った。
- 29もの市町村が個別の処理方針のもと災害廃棄物を処理することは非効率であり、処理する事業者側の混乱も懸念されたことから、平成28年5月18日には、被災した全市町村長が会する「災害廃棄物処理対策会議」を開催し、再生利用と減量化を図りながら、全ての災害廃棄物を、発災後2年以内を目標に処理を終了するなど県内統一の処理基本方針を決定した。さらに、市町村に対して、仮置場の管理・運営等に関する説明会を5回開催するとともに、平成28年6月に「熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、県内統一の処理基本方針に基づき、災害廃棄物を迅速かつ計画的に処理を進めることとした。
- 平成28年6月20日には、災害廃棄物処理に係る市町村支援のため「災害廃棄物処理支援室」等を設置した。
- また、県内処理施設の処理能力不足や市町村仮置場の確保状況を踏まえ、市町村単独で災害廃棄物処理が困難と判断された宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の要請に応じて県が事務を受託し、二次仮置場を設置して処理することとした。

○市町村支援体制の整備

- 平成28年4月15日以降、県と協定を締結している（一社）熊本県産業資源循環協会の協力により、市町村が行う廃棄物処理の支援体制を整備した。
- 平成28年4月21日以降、岩手県や宮城県など他都道府県からのプッシュ型の応援派遣を得て、県が行うべき事務（県処理基本方針及び処理実行計画策定や国への要望活動、地方自治法に基づく事務受託、並びに市町村支援に係る災害廃棄物の処理方法や損壊家屋等の解体手順に係るマニュアル等の整備）を迅速に進めるための体制を整備した。

○熊本県災害廃棄物処理実行計画に基づく円滑、迅速な処理

- 平成28年6月策定の「熊本県災害廃棄物処理実行計画」等に基づき、情報収集・連絡や協力・支援体制などの事項を即時対応し、市町村における災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理をすすめた。平成29年6月には、目標とする発災後2年以内の処理終了を着実なものとするため、廃棄物の処理や公費解体の申請受付等の状況を踏まえ、同計画を改訂した。
- これにより、発災から1ヵ月以内には、市町村が設置する仮置場への分別搬入が徹底された。
- 被災により稼働停止した13の廃棄物処理施設が再稼働するまでの間、生活系ごみを主とした災害

廃棄物を処理するため、協力の申し出があった他縣市町村と連携・調整を図り、広域処理を実施した。

○災害廃棄物の処理状況

- 平成 29 年 6 月に改定された「熊本県災害廃棄物処理実行計画」では、災害廃棄物発生推計量を 289 万 3 千トンとした。平成 29 年 12 月末の時点の処理量は 288 万 7 千トン（処理進捗率 99.8%）（平成 30 年 2 月 14 日発表）、平成 30 年 1 月末時点における処理量は 297 万 9 千トン（平成 30 年 3 月 13 日発表）である。
- 平成 30 年 1 月末時点の処理量 297 万 9 千トンのうち、225 万 6 千トンが再生利用、72 万 3 千トンが処分された。

表 災害廃棄物の処理状況（平成 30 年 1 月末時点）

	累計処理量(千トン)			再生利用率 (B/A)	備考 〔※処理進捗率〕 (A/推計量)
	(A=B+C)	再生利用 (B)	処分 (C)		
10月末	2,685	1,995	690	74.3%	92.8%
11月末	2,791	2,086	705	74.8%	96.4%
12月末	2,887	2,172	715	75.2%	99.8%
1月末	2,979	2,256	723	75.7%	—

※H29.6月策定の処理実行計画の廃棄物発生推計量2,893千トンに対する進捗率。

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震 災害廃棄物処理等の進捗状況について（平成 30 年 3 月 13 日）」

【20160103】被災家屋の解体・撤去（熊本市）

○震災廃棄物対策課の設置

- 平成 29 年 3 月 31 日時点における住家の被害状況は、全壊 5,717 件、大規模半壊 8,895 件、半壊 37,703 件であった。
- 市では生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図るため、損壊した被災建築物及び被災工作物等（被災家屋等）の解体・撤去の制度を整備し、平成 28 年 5 月 13 日に、これに関する業務を行うために環境局資源循環部に震災廃棄物対策課を設置した。
- 震災廃棄物対策課の発足時の体制は 18 名で、環境省からの派遣職員 2 名（7 月まで）及び仙台市からの派遣職員 2 名（6 月まで）を含んでいた。ほか、必要に応じて局内外より人員の増員を行い、体制強化を図った。平成 29 年 3 月時点の体制は 36 名であり、応援嘱託職員が 2 名、病院局応援職員及び臨時職員 4 名、部内応援職員 4 名で構成されている。

○被災家屋等の解体・撤去の制度概要

- 本制度は、熊本地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等を所有者の申請に基づき、公費により解体及び撤去を行うもの（公費解体）と、既に解体及び撤去した人を対象として費用の償還を行うもの（自費解体）から成る。
- 制度の対象は、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定された個人または中小企業者（これに準じる公益法人等を含む）が所有する家屋等である。3 階建てまでの戸建て住宅および、戸建て住宅以外の家屋等で 2 階建て以下かつ高さが 10m 以下の家屋等は、基礎部分（基礎杭は除く）も対象となるが、地下部分は対象外である。自費解体の場合は、家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために、平成 28 年 6 月 21 日までに解体業者等と契約したものが対象である。
- 解体・撤去に伴う費用は、国庫補助対象であり、平成 28 年 5 月 3 日付け環境省事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について」において、要件が「全壊」から「半壊以上」へ拡充された。
- また、被災家屋等の解体・撤去の流れは、公費解体と自費解体で申請受付後に分かれている。

図表 7-7-4 被災家屋等の解体・撤去の流れ

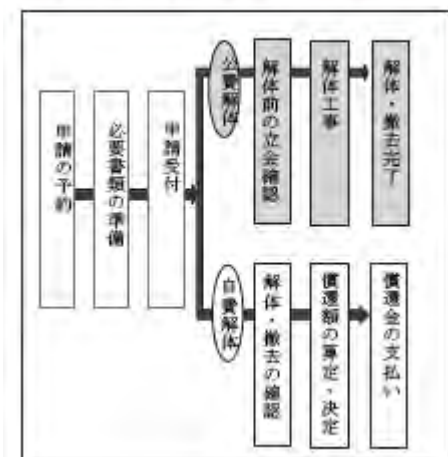


図 被災家屋等の解体・撤去の流れ

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

○解体・撤去

- 公費解体においては、解体作業前に、申請者・市（委託業者）・解体工事業者の三者による現地調査を行い、解体する建物の確認や解体方法、作業の流れや日程等を決定し、市より解体・撤去決定通知書を申請者に対して交付した。また、解体作業後にも三者での現場立会いにより完了確認を行い、市から解体・撤去完了通知書を申請者に対して交付した。なお、解体家屋の事前事後立会い、対象建物の調査および工程を含む事務管理等は、（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会と、アスベスト事前調査や解体・撤去の実施は、（一社）熊本県解体工事業協会と契約した。平成 29 年 3 月 31 日時点で、解体に着手したものは 3,804 件であった。
- 自費解体については、対象家屋等が解体・撤去されていることを、市によって目視で現地確認し、写真撮影により記録した。なお、申請者に対して現地立会いは求めている。償還額は、市の基準（下図）により解体・撤去に要する費用（基準額）の算定を行い、「算定した基準額」と「申請者から解体工事業者への支払金額」のいずれか低い方の額を償還額とした。償還金の交付は申請者指定の口座への振込みとした。
- 解体・撤去業務においては、緊急性を要するため、（一社）熊本県解体工事業協会と随意契約を行い事業に着手したが、契約に先立ち、協会員以外の業者との調整に苦慮するとともに、解体対象が多く、事業開始当初、協会の管理下において構成される解体班数の確保が課題となった。

○解体ごみの処理

- 解体・撤去作業で発生した廃棄物は、市が設置した仮置場（戸島、扇田、北部、熊本港、城南、新城南）において品目ごとに受け入れた。解体廃棄物の搬入に際しては特別搬入証の提示を義務付けた。自費解体の特別搬入証発行の申請は廃棄物計画課においてのみ受け付けた。
- 仮置場においては、受入れ、選別、破碎、保管等の所要の処理を行った後、市内・県内をはじめ協定若しくは契約した全国の処理施設に運搬し、処理が行なわれた。各仮置場においては、廃棄物の搬出終了後、仮置場を原状回復する予定としている。

○災害廃棄物の処理状況

- 平成 29 年 3 月 31 日時点での災害廃棄物発生推計量を 147 万 9 千トンとしており、平成 29 年 11 月末までの処理量は 128 万トン（処理進捗率 86.5%）である。
- 平成 29 年 11 月末時点での処理量 128 万トンのうち、72 万 9 千トンが再生利用、8 万 3 千トンが焼却、46 万 8 千トンが埋め立て処分されている。

○今後の災害における検討課題

- 解体申請者から早急な解体の依頼が多数寄せられた。解体順序は、原則として申請順としたが、公道上に倒壊のおそれがある等、二次被害のおそれがある大きい建物については、繰り上げて解体を実施

した。今後は、全壊、大規模半壊、半壊の順と、損傷の高い建物から解体する等の検討も必要としている。

- ・ 解体現場では、解体する家屋内に多くの家財道具等が残されている事例があり、解体着手までに時間を要することになったため、所有者による撤去を徹底するなど、残置ごみの取扱いについても検討しておくことが重要であった。
- ・ また、熊本地震のように、建物への被害が大きく、申請数が多いことが見込まれる場合には、申請の受付や自費解体の償還額の算定等の業務に多数の人員が必要となるため、十分な人員体制の確保を想定しておく必要がある。

表 市の基準における家屋等の解体標準単価

家屋等解体費	
木造家屋	解体費 ¹⁾ … 7,862 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 1,283 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 2,390 円/㎡
鉄筋コンクリート製建物	解体費 ¹⁾ … 12,247 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 3,924 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 7,309 円/㎡
鉄骨製建物	解体費 ¹⁾ … 軽量鉄骨 6,813 円/㎡ 重量鉄骨 9,572 円/㎡ 運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 2,220 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 4,138 円/㎡
基礎解体費	
木造家屋	基礎解体費 ³⁾ … 1,035 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/㎡
鉄筋コンクリート製建物	基礎解体費 ³⁾ … 2,970 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/㎡
鉄骨製建物	基礎解体費 ³⁾ … 軽量鉄骨 1,035 円/㎡ 重量鉄骨 2,970 円/㎡ 基礎運搬費 ²⁾ … 軽量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 632 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,178 円/㎡ 重量鉄骨 4 t 車 片道 5 km (往復 10 km) の場合 943 円/㎡ " 片道 10 km (往復 20 km) の場合 1,757 円/㎡

注：1) 仮設・積込み・諸経費を含み、基礎解体撤去は含まない。

2) 諸経費を含む。

3) 積込み・諸経費を含む。

※単価はすべて税抜き。樹木、庭石、擁壁、カーポート、敷地内の舗装、損壊していないコンクリートブロック塀、コンクリートブロック塀の基礎については、補助の対象外である。

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

【20160104】一次仮置場（熊本市）

- ・ 発災直後には、ごみステーション等の一次仮置場に大量のごみが出され、場所によっては道路上に溢れて緊急車両や歩行者の通行に支障が生じた。
- ・ このような早急に回収が必要な箇所については、自治会長に情報提供を依頼した。さらに市長からツイッターを通じて、早期回収が必要なごみステーションの情報提供を直接呼びかけた。こうして収集された情報は、回収箇所の優先順位をつけるのに大きく役立った。

【20160105】がれき等の処理（益城町）

○がれき処理の経緯

- ・ 前震（平成 28 年 4 月 14 日）段階よりがれき等の処理を開始し、12 月まで実施した。
- ・ 前震（4 月 14 日）～本震（4 月 16 日）では、道路を閉鎖していた災害廃棄物の処理及び災害廃棄物一次仮置き場を設置し、4 月 15 日に益城中央小学校跡地に一次仮置き場を開設した。
- ・ 道路を閉鎖等していた家屋については、倒壊していた敷地への押込み、その後、公費解体による解体・撤去を実施した。
- ・ 本震（4 月 16 日）後の 4 月 25 日にプロジェクトチームを設置し、災害廃棄物一次仮置き場の設置及びごみステーションからのごみ収集を行った。
- ・ 一般社団法人熊本県産業廃棄物協会（現：一般社団法人熊本県産業資源循環協会）と締結していた「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定」に基づき、町内の産業廃棄物処理業者と委託契約を締結し、4 月 25 日から同社による管理を開始した。また、環境省からの支援要請を受けた公益社団法人全国都市清掃会議（以下、全都清）により、第一陣として神戸市が 4 月 21 日から支援に入り、順次回収は平常に戻った。
- ・ 4 月 29 日までに処理困難物等を除く全ての災害廃棄物の搬出を終え、30 日から 6 品目（ガラス、金属、木（家具、柱）、布団、瓦、コンクリート）に分別した上で受け入れを再開した。
- ・ 6 月 1 日、町行政組織を再編して環境衛生課を設置し、災害廃棄物処理に専従する廃棄物対策係（係長 1 人、係員 4 人）を設けた。6 月 20 日からは、県職員 2 人の派遣を受け、災害廃棄物関係事務や国庫補助金関係手続のサポートに携わった。さらに、相談等の電話対応も相当数見込まれたことから、県内所在の人材派遣会社に委託し、6 月 21 日にコールセンターを設置した。

○公費解体事業の概要

- ・ 市町村が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体事業が開始された。「全壊」判定を受けた家屋については、補修により元通りに再使用することが困難なもの（＝廃棄物）であると考えられることから、市町村が主体となって、所有者の同意に基づき撤去した場合には、災害廃棄物処理に係る国庫補助の対象とされていた。一方、「半壊」以下の判定を受けた家屋については、補修をすれば元通りに再使用できる程度のものであり所有者の資産である以上、通常、市町村が処理をする対象とはなりえないことから国庫補助の対象とはならず、所有者の費用により解体・撤去を行う必要があった。熊本地震においては、震度 7 を 2 度記録して住民の生活環境に密接した家屋等に甚大な被害が発生し、家屋等の解体撤去により生じる廃棄物が膨大となり、生活環境の早期復旧に支障が出るが見込まれるなど、被害の甚大さに鑑みて、市町村が主体となって半壊判定以上の損壊家屋等を解体撤去する費用について、特例的に国庫補助の対象となった。
- ・ 公費解体事業の開始に伴い、①申請書類事前配布、②申請受け付け特設会場設置、③予約券に基づく受付日設定、④受け付け担当人員の確保が行われた。

○公費解体の進捗状況

- ・ 平成 30 年 3 月末時点での公費解体の進捗状況は、申請件数 3,657 件に対し、処理進捗率は 100% である。なお、益城中央小学校跡地の一次仮置き場は閉鎖の上、原型復旧を完了している。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20160106】復旧・復興本部の設置（熊本県）

- 熊本地震からの復旧・復興を県庁の各部局が一体となって推し進めるため、平成 28 年 6 月 20 日に「平成 28 年熊本地震復旧・復興本部」を設置した。
- 知事を本部長とし、両副知事及び各部局長で構成される復旧・復興本部は、「有識者会議」からの提言を踏まえ、復旧・復興プランの策定、復旧・復興に向けた課題の共有や対応策の検討、進捗管理を役割とした。

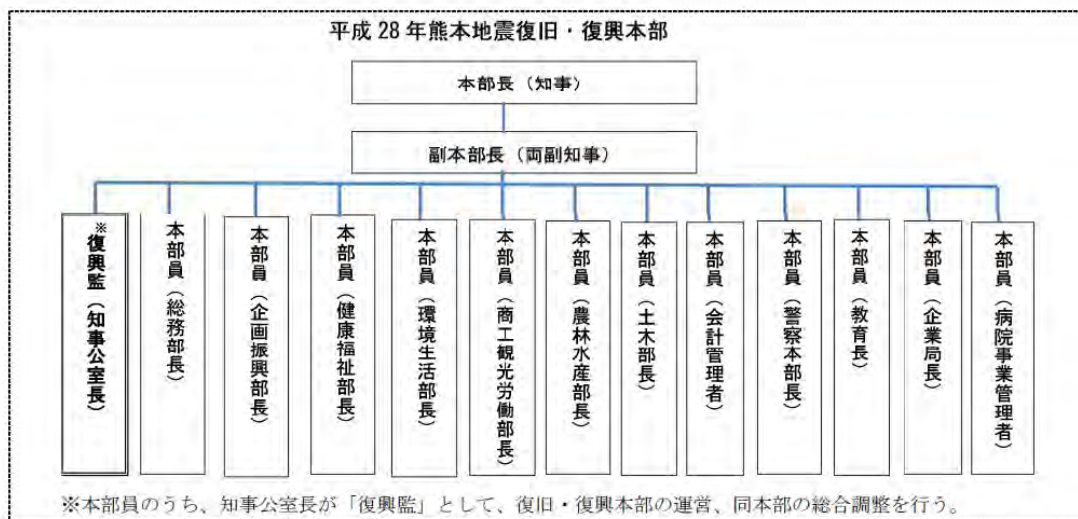


図 平成 28 年熊本地震復旧・復興本部の体制

(出典) 熊本県「熊本地震の概ね 3 か月間の対応に関する検証報告書」

【20160107】復興推進体制の整備（熊本市）

- 平成 28 年熊本地震を受け、以下のとおり新組織を設置した。
 - 平成 28 年 5 月 6 日に、被災者の生活再建支援に係る業務を可能な限りワンストップサービスで実施するとともに、災害復興事業を統括し、熊本地震からの復興を着実に進めるための組織として政策局内に「復興部」を設置した。人員体制は、5 月 6 日付で部長以下 40 人、震災復興計画の策定や災害復旧・復興に係る総合調整を担う復興総務課、被災者の生活全般の支援を進める生活再建支援課、住宅支援を進める住宅再建支援課の 3 課で構成された。
 - 平成 28 年 5 月 13 日に、震災による損壊家屋等の解体撤去や廃棄物の処理・リサイクル等を重点的に実施する組織として環境局資源循環部に震災廃棄物対策課を設置した。人員体制は、5 月 13 日付で 14 人、7 月 27 日付で 4 人、9 月 20 日付で 5 人、で構成された。
 - 平成 28 年 6 月 1 日に、熊本市市民病院の再建に向けた基本的考え方に基づき、病院の移転建替を推進するため、熊本市市民病院再建プロジェクトを設置した。人員体制は、6 月 1 日付で 11 人、7 月 1 日付で 1 人、で構成された。
 - 平成 28 年 6 月 1 日に、地震前の熊本城の勇姿を史実に基づき蘇らせるとともに、特別史跡を有する都市公園の機能を復旧し、歴史文化遺産等の価値や機能を復旧向上させるため、熊本城復旧復元プロジェクトを設置した。人員体制は、6 月 1 日付で 10 人、で構成された。平成 28 年 6 月 9 日に、土木施設の復旧対策を専管する組織として都市建設局土木部に震災土木施設対策課を設置した。人員体制は 6 月 9 日付で 21 人、で構成された。
 - 上記とあわせて、平成 28 年 6 月 9 日に、各土木センターの工務課と維持課を統合し道路課に改組し、特に重要な幹線道路整備に継続して当たるとともに、小規模な災害復旧工事と生活道路新設・改良・維持工事等をあわせて実施できるようにした。

表 復興部組織体制

	課 名	班 名	業 務 内 容
復興部 (部長 1名)	復興総務課 (課長 1名)	総務班 (7名)	① 災害復興・災害救助法に係る国県要望 ② 災害関連渉外、広報 ③ 部内事務の連絡調整および部内の予算、決算 ④ 部の庶務
		企画班 (7名)	① 災害復興計画の策定 ② 災害復旧事業の総合調整 ③ 復興重要事業の企画（他部署の事業を除く）および総合調整 ④ 熊本市震災復興本部
	生活再建支援課 (課長 1名)	生活支援推進班 (7名)	① 支援策の企画、調整 ② 災害義援金の配分に関すること ③ 被災者生活再建支援制度（他課に属さない支援業務） ④ ボランティア、NPO等の協力調整
		総合相談窓口 (7名)	① 各窓口の案内 ② 生活再建支援、法律相談（他課に属さない相談業務）
	住宅再建支援課 (課長 1名)	仮設住宅等管理班 (4名)	① 仮設住宅等の入退去等の管理 ② 入居者の諸相談に関すること
		住宅相談支援班 (4名)	① 仮設住宅の修理 ② 被災者住宅の相談等

(出典) 熊本市「平成 28 年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの 1 年間の記録」

【20160108】震災復興本部の設置（熊本市）

- ・平成28年熊本地震による被災からの復旧・復興に関する市政運営の方針及び重要な事務事業の周知並びに復旧・復興に関する情報の交換を行い、全庁的な情報共有を図ることにより、復旧・復興活動を効果的かつ迅速に推進するため、平成28年5月9日に震災復興本部を設置した。
- ・市長を本部長とし、副市長及び局長級にある20名並びにその他市長が指定する者で構成された。
- ・また、案件の論点整理及び事前調整を行うことを目的とした幹事会として、庁内連絡会議も同時に設置した。復興部長を議長に、全ての局等（局、区役所その他局に相当する組織）の主管課長及び同等の職にある21名で構成された。

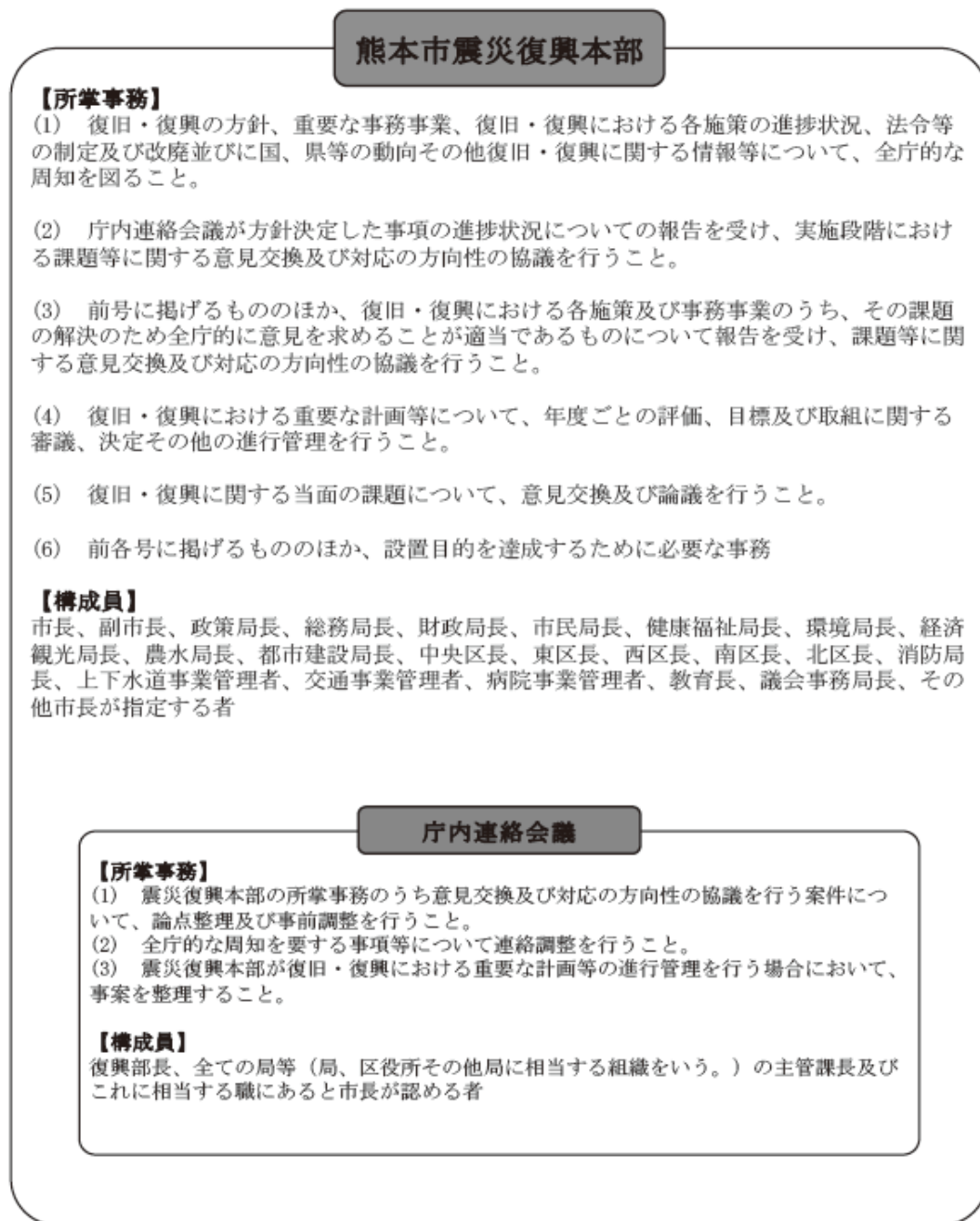


図 震災復興本部組織図

(出典) 熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

【20160109】復興本部の設置（宇土市）

- 平成 28 年熊本地震及び平成 28 年 6 月 19 日から 6 月 23 日までの梅雨前線による大雨により被災した市の復興を総合的かつ計画的に推進するため、宇土市震災復興本部を設置した。

表 宇土市震災復興本部構成員

区分	職名
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 企画部長 市民環境部長 健康福祉部長 経済部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 危機管理課長

(出典) 宇土市「宇土市震災復興本部設置要綱」

【20160110】復興本部の設置と中長期派遣職員の受入れ（益城町）

- 熊本地震の震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、平成 28 年 6 月 1 日に復興課を設置し、同年 6 月 8 日に益城町震災復興本部を設置した。その後、復興整備課（まちづくり推進室、復興工務係、用地対策係）、復旧事業課（工務係、農林整備係、建築係、宅地復旧係）で業務を行った。
- 震災復興本部の構成員は、町長、教育長、政策審議監、各課等長であった。

表 益城町震災復興本部設置要項

<p>(設置)</p> <p>第 1 条 熊本地震の震災からの復興を迅速かつ計画的に推進するため、益城町震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 復興本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 震災復興の統括に関すること。</p> <p>(2) 復興計画の策定、進行管理及び見直しに関すること。</p> <p>(3) その他復興に係る重要事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、本部員の中から本部長が指名する。</p> <p>3 本部員は、副町長、教育長、政策審議監、各課等長及びその他町長が必要と認める者とする。</p> <p>(本部長等)</p> <p>第 4 条 本部長は、復興本部の会務を総理し、復興本部を代表する。</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第 5 条 復興本部会議は、必要に応じて本部長が召集する。</p> <p>2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。</p> <p>(町民、関係団体等の意見の反映)</p> <p>第 6 条 復興本部は、復興計画の策定に当たっては、町民、関係分野の有識者、学識経験者等の意見を反映させるものとする。</p> <p>(補助組織)</p> <p>第 7 条 本部長は、必要に応じて本部の補助組織として、プロジェクトチームを設置することができる。</p> <p>2 前項によりプロジェクトチームを設置するときは、益城町プロジェクトチームの設置に関する規定（平成 26 年益城町訓令甲第 13 号）に基づき設置するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 8 条 復興本部の庶務は、復興課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 9 条 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。</p>
--

(出典) 「益城町震災復興本部設置要項（平成 28 年 6 月 8 日訓令甲第 11 号）」

- 平成 28 年 4 月から 5 月までは、災害対策基本法に基づき、熊本県から職員が応援に入った。平成 28 年 6 月以降は日本全国から中長期にわたり、職員が派遣された。
- 職員の中長期派遣は以下のスキームにより行われた。
 - ① 熊本県及び熊本県内の非被災市町村による対応（窓口：熊本県市町村課）。
 - ② ①で対応できない場合、九州及び山口の 9 県による対応（窓口：九州地方知事会（大分県行政企画課））。

- ③ ②で対応できない場合、九州地方知事会の要請により、全国知事会が応援（全国スキーム：全国知事会が窓口となり、全国市長会や全国町村会、総務省と調整しながら対応）。

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣人員	53 人（述べ 85 人）	58 人（述べ 66 人）	51 人
うち県外	45 人（述べ 77 人）	47 人（述べ 55 人）	37 人

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員受入れの状況

受入れ年月日	人数	備考
平成 28 年 6 月 20 日	4 人	平成 28 年度合計 53 人
平成 28 年 7 月 1 日	2 人	
平成 28 年 7 月 19 日	4 人	
平成 28 年 8 月 1 日	27 人	
平成 28 年 8 月 8 日	1 人	
平成 28 年 9 月 1 日	5 人	
平成 28 年 10 月 1 日	7 人	
平成 28 年 10 月 17 日	1 人	
平成 29 年 1 月 1 日	2 人	
平成 29 年 4 月 1 日	55 人	平成 29 年度合計 58 人
平成 29 年 8 月 1 日	2 人	
平成 29 年 10 月 1 日	1 人	

表 熊本地震に伴う中長期派遣職員の状況

派遣元名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	派遣元名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
福岡県	福岡県	—	—	北海道	苫小牧市	—	—	
	朝倉市	—	—	東京都	東京都	—	—	
	うきは市	—	—		—	国立市		
	福岡市				—	新宿区		
	北九州市			—	—	—	文京区	
	古賀市	—	—	埼玉県	—	さいたま市		
	八女市				川越市	—	—	
	久留米市			神奈川県	—	横浜市		
	宗像市	—	—		愛知県	東海市	—	—
	大川市			—		みよし市		
	筑後市	—	筑後市	大阪府	豊中市		—	
	大牟田市				—	堺市		
	柳川市	—	—	和歌山県	—	かつらぎ町		
	春日市	—	—	京都府	—	亀岡市		
	—	飯塚市	—	兵庫県	明石市	—	—	
	—	苅田町	—		西宮市	—	—	
	長崎県	—	長崎県		芦屋市	—	芦屋市	
大分県	—	—	大分県		—	姫路市	—	
宮崎県	都城市			鳥取県	—	—	神戸市	
	延岡市				—	—	神河町	—
	日南市				—	—	加古川市	—
	—	小林市	—		鳥取県	—	鳥取県	
	—	串間市		高知県	—	高知市		
宮崎市	—	—	香川県	—	—	高松市		
鹿児島県	鹿児島市			熊本県	熊本県			
	—	—	鹿児島県		水俣市	—	—	
始良市			—		荒尾市			
沖縄県	—	那覇市			—	—	玉名市	
	—	—	—		—	—	和水町	
—	—	—	—		—	—	人吉市	
—	あさぎり町				—	—	相良村	
—	—	—	—		—	—	多良木町	
—	錦町				—	—	—	
—	八代市				—	—	—	
—	上天草市	—	—		—	—	—	

(出典) 益城町からの提供資料より作成

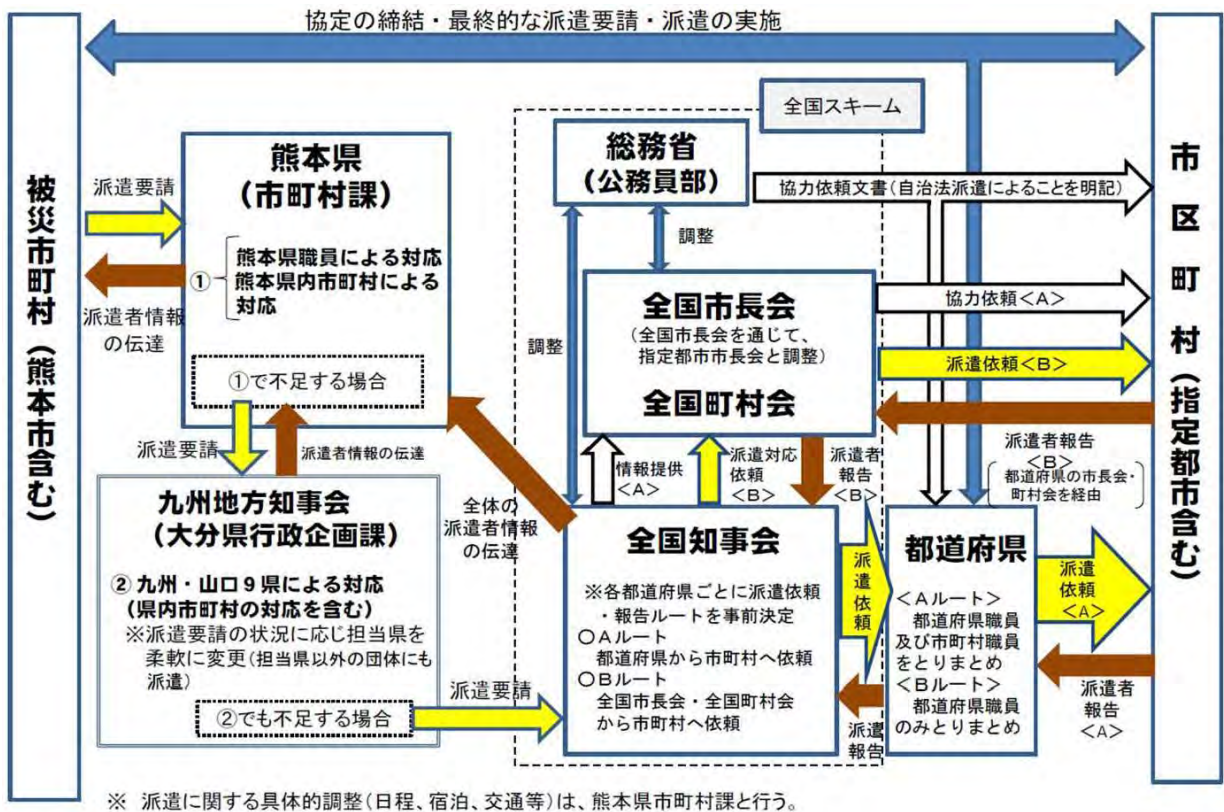


図 熊本地震に関する市町村職員の中長期派遣スキーム

（出典）九州地方知事会事務局 熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム「熊本地震に係る広域応援検証・評価について[最終報告]」

【20160111】復興対策本部の設置（甲佐町）

- ・ 甲佐町復興指針に基づき、熊本地震からの早期復興に向け、組織内の横断的調整を図りながら復興対策を円滑かつ強力に推進するため、甲佐町震災復興対策本部を設置した。
- ・ 本部長は町長、副本部長は副町長、本部員は、教育長、各課（所・室）長であった。

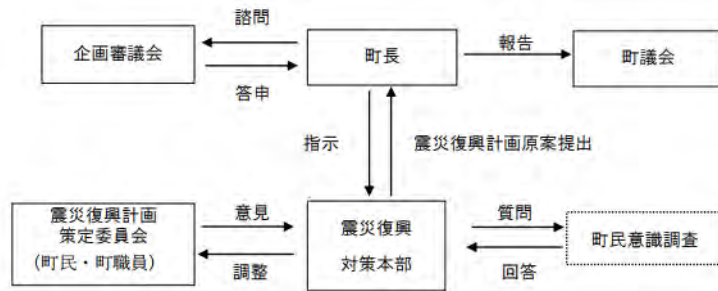


図 甲佐町震災復興計画の策定体制

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

【20160112】復興推進室の設置（南阿蘇村）

- ・被災者及び村民が一刻でも早く安心して暮らすことができる環境への復旧を総力をあげて取り組むものとした。
- ・特に、被災者への住まいの提供と生活再建支援対策については、緊急を要するとともに組織間の横断的調整が必要なため、平成28年6月1日付で総務課に「復興推進室」を創設し、予算、人員を重点配分して推進した。なお、同室は、平成29年4月に「復興推進課」へ体制変更している。
- ・人員資源の確保のため、他地域から職員が派遣されており、主に避難所運営に従事した。派遣職員の人数は平成28年4月23日時点で122名、中長期派遣は32名（平成28年）、22名（平成29年）、15名（平成30年）となっている。
- ・具体的には、復興推進室を中心として各部署が連携して復旧・復興に効果的・効率的に取り組むとし、以下のような各担当部局の取り組み内容を示した。

表 復興推進体制

担当	方針	取り組み内容
建設課、住民福祉課	安全で衛生的な住まいの提供と生活再建の支援	① 仮設住宅の用地の確保、申込み受付・早期提供 ② 公営住宅の早期修繕による提供 ③ 民間住宅（みなし仮設住宅）の申込み受付 ④ 村民に対し、空き家提供を公募する等、多角的な住宅確保策の実施 ⑤ 住宅応急修理（災害救助法57.6万円上限）の受け付け、修理依頼 ⑥ 被災者台帳の整備 ⑦ 被災者生活再建支援金（最高300万円）申請の受け付け ⑧ 災害公営住宅建設の早期促進 ⑨ 大津町での応急仮設住宅や村外みなし仮設住宅入居者、東海大学生など、2年後の帰還に向けた環境づくり
住民福祉課、会計課、健康推進課、税務課、総務課	災害救助法ほか福祉施策の早期実施	① 災害弔慰金・見舞金の支給 ② 災害義援金の支給 ③ 福祉関連融資（災害援護資金の貸付） ④ 保育所保育料の減免 ⑤ 被災者の心身のケア ⑥ 村税の納期延長、各種税、保険料の免除等 ⑦ 医療施設の確保 ⑧ 復興基金の創設
住民福祉課、健康推進課、人権対策課、教育委員会	避難所の運営と環境の整備	① 1次、2次、福祉避難所の安定した運営 ② ニーズに応じた物資の配達、物資の発注、倉庫の管理 ③ 早期の自宅帰還、仮設住宅入居への取り組み
建設課、環境対策課、企画観光課	道路確保、ライフラインの早期復旧、排水対策等	① 阿蘇大橋の早期架設、国道57号線、俵山トンネルの早期開通の国への要請 ② 阿蘇ちょうよう大橋を含む栃木～立野間の迅速な開通 ③ 公共土木施設災害復旧事業による被災した村道の復旧事業 ④ 水道の早期復旧 ⑤ 浄化槽、下水道施設の復旧 ⑥ 立野地区の道路、水道の復旧 ⑦ グリーンロード、ミルクロードの冬季凍結対策 ⑧ 南阿蘇鉄道の復旧
環境対策課	がれきの撤去、震災ごみ関係	① がれきの早期撤去による住環境整備の推進 ② 震災ごみの円滑な1次受け入れと分別の徹底 ③ 解体家屋の受付と早期実施 ④ 県委託の2次仮置き場への円滑な搬出
教育委員会	学校施設の安全調査と施設改修	学校施設の安全調査と施設改修

（出典）南阿蘇村『平成28年熊本地震』復旧・復興指針』より作成

(4) 復旧・復興計画の策定

【20160113】「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の策定（熊本県）

①くまもと復旧・復興有識者会議からの提言

- ・ 平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて、今後の熊本の更なる発展の礎となる「創造的復興」の具体化を図るため、「くまもと復旧・復興有識者会議」を開催した。過去の大規模災害からの復興等に関し、知見を有する有識者を招へいし、2回の会議と被災地視察を行った。
- ・ 平成28年6月19日、五百旗頭真座長から創造的復興の実現に向けた5分野「くらし・生活」「地域産業」「熊本城と阿蘇ー人類的資産」「社会基盤」「復旧・復興に向けて」の20項目からなる提言を受けた。

表 くまもと復旧・復興有識者会議の構成

【構成メンバー】	
座長	五百旗頭 真 熊本県立大学理事長、神戸大学名誉教授
座長代理	御厨 貴 青山学院大学特任教授、東京大学名誉教授
委員	金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長、東京大学名誉教授
委員	河田 恵昭 関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授
委員	古城 佳子 東京大学大学院総合文化研究科教授
委員	谷口 将紀 東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	坂東 真理子 学校法人昭和女子大学理事長

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について - 復旧・復興プラン」

②計画の目的と位置づけ

- ・ 長期的な視点から、復興後の熊本の将来像を描き、そこに至るまでの具体的な方向性や取組み、時期を明確にすることを目的に、平成28年8月に「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」(本項において、以下「復旧・復興プラン」という。)が策定された。

③計画の内容

- ・ 復旧・復興プランは、過去の災害においても提唱された「復旧・復興の3原則」(①被災された方々の痛みを最小化する、②単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す、③復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる)を基本に、「くまもと復旧・復興有識者会議」からの提言を踏まえた内容となっている。
- ・ また、復旧・復興プランとあわせて、「くらし・生活の再建」、「社会基盤の復旧」、「地域産業の再生」、「交流機能の復活」の4つのカテゴリに関するロードマップが策定・公表された。ロードマップには、各カテゴリにおいて、平成31年度までに実施すべき項目や、その内容と期間が示されている。
- ・ さらに、熊本地震からの復旧・復興を一日も早く、確実に進めていくため、復旧・復興プランの「ロードマップ」の28の実施事項の中から、特に県民生活との関わりが深い10項目を選び、重点的に進捗の把握を行うことで、復旧・復興全体の進捗を加速化している。
- ・ この重点10項目については、将来の姿を明確に描いた上で、そこに至るまでのプロセスを含め、進捗状況が公表されている。

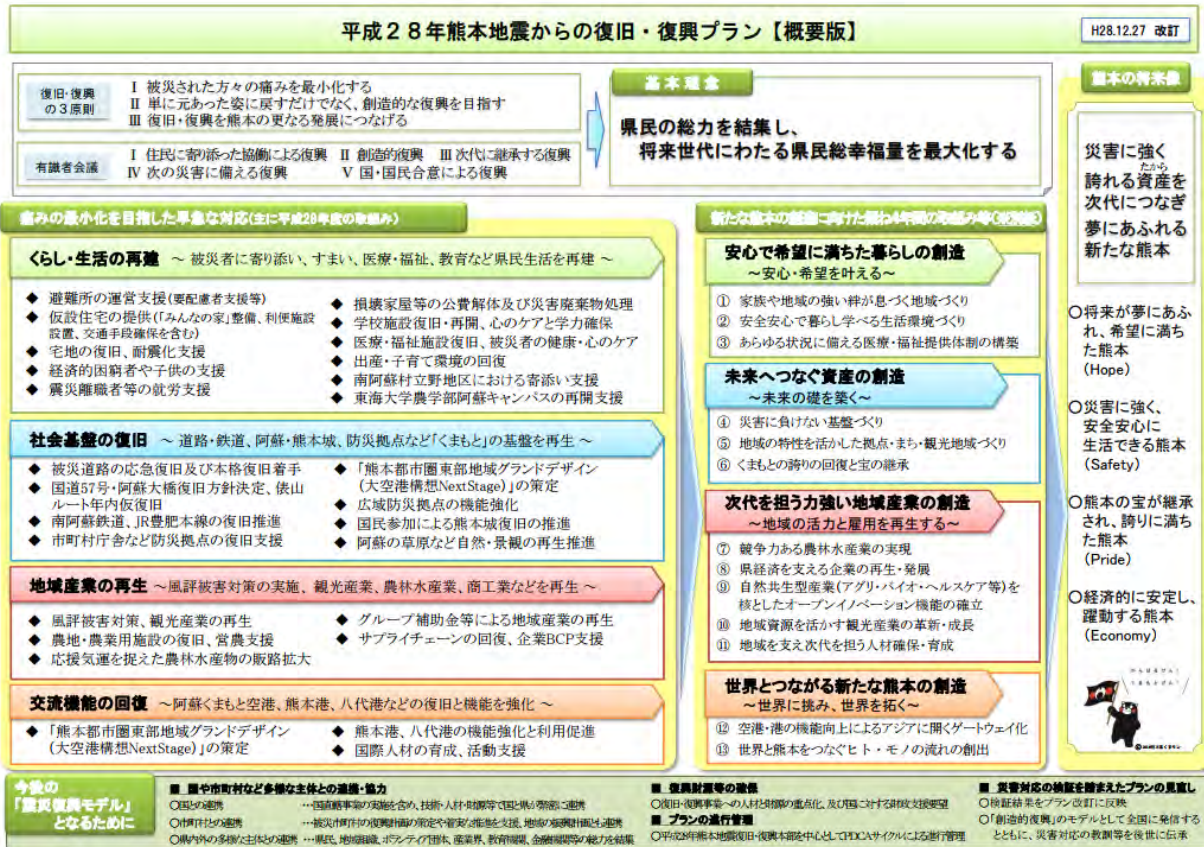


図 復旧・復興プランの概要

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について - 復旧・復興プラン概要」

<p>① 暮らし、生活の再建 ⇒ 安心で希望に満ちた暮らしの創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活の支援・住まいの確保・・・No. 1 医療・福祉提供体制の立て直し・・・No. 2 災害廃棄物の早期処理と体制強化・・・No. 3 児童生徒の心と学力のケア及び防災教育・・・No. 4 学校、体育館等の復旧と機能強化・・・No. 5 南阿蘇村立野地区のコミュニティ再生・・・No. 6 東海大学農学部のア蘇キャンパスの再開支援・・・No. 7 被災宅地の復旧支援・・・No. 8 住宅の耐震化対策・・・No. 9 	<p>③ 地域産業の再生 ⇒ 次代を担う力強い地域産業の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業再生とイノベティブな復興・・・No. 17 地域経済を支える商業・サービス業等の復興・・・No. 18 観光産業の早期回復と新たな観光戦略の展開・・・No. 19 復興を担う人材の確保・育成と若者の県内就職促進・・・No. 20 [追加] 農地・農業用施設の早期復旧及び大区画化や農地集積と併せた基盤整備・・・No. 21 大豆への作目転換を機とした営農体制の強化・・・No. 22 被災畜産農家の復旧と地域ぐるみの復興による生産基盤の強化・・・No. 23 CEや選果場などの共同利用施設の復旧・再編と災害時対応体制の構築・・・No. 24 [追加] 農業生産を支える労働力確保対策と産地づくりの推進・・・No. 25 [追加] 木造住宅のイメージ回復と新たな工法を活用した復旧・復興・・・No. 26
<p>② 社会基盤の復旧 ⇒ 未来へつなぐ資産の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本と阿蘇をつなぐ道路の復旧(国道57号・阿蘇大橋・俵山ルート)・・・No. 10 道路ネットワークの早期復旧と強靱化・・・No. 11 阿蘇山上施設の再開に向けた基盤整備・・・No. 12 南阿蘇鉄道の復旧・・・No. 13 JR豊肥本線の復旧・・・No. 14 熊本都市圏東部地域の復興・・・No. 15 熊本城をはじめとした歴史・文化の再生・継承・・・No. 16 	<p>④ 交流機能の回復 ⇒ 世界とつながる新たな熊本の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾施設(八代港等)の整備・・・No. 27 国際スポーツ大会等を通じた復興する熊本の世界への発信・・・No. 28 [追加]

図 ロードマップの目次

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン別冊資料 - 復旧・復興に向けた主な取り組みのロードマップ」

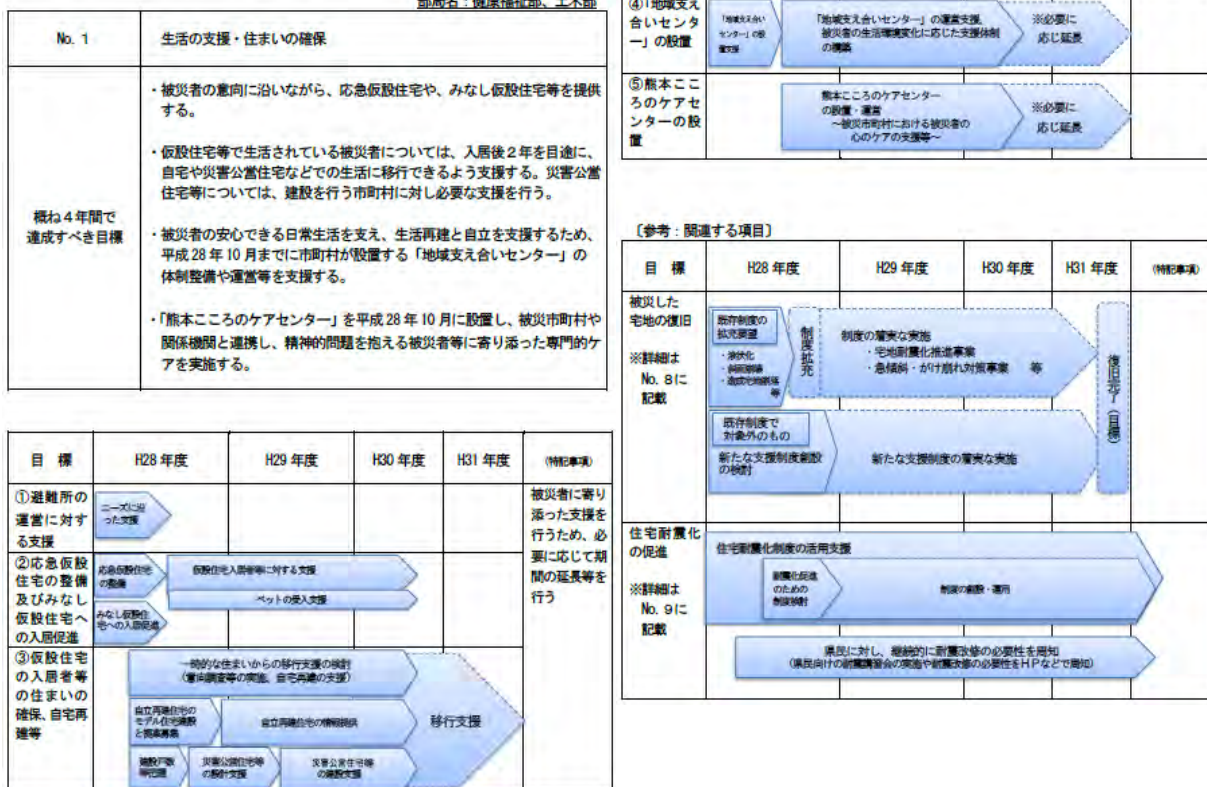


図 ロードマップの例（「①くらし・生活の再建」の「No. 1 生活の支援・住まいの確保」）

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン別冊資料 - 復旧・復興に向けた主な取り組みのロードマップ」

表 創造的復興に向けた重点 10 項目

●重点項目（10項目）		
項目名	平成 31 年度末の到達イメージ（案）	
① 「すまい」の再建	被災者の意向に沿った「すまい」の再建・確保を完了	
② 災害廃棄物の処理	発災後 2 年以内（平成 30 年 4 月まで）に災害廃棄物の処理を完了	
③ 阿蘇へのアクセスルート（道路、鉄道）の回復	県として最大限の働きかけを行い、国と連携して早期の復旧を図る	
④ 熊本城の復旧	2019 年の国際スポーツ大会までに、熊本市とともに復興のシンボルとして天守閣を復旧	
⑤ 益城町の復興まちづくり	熊本高森線の 4 車線化について、平成 31 年度までにモデル地区を先行整備～以降順次整備	
⑥ 被災企業の事業再建	グループ補助金を活用した施設・設備の復旧等による事業再建完了	
⑦ 被災農家の営農再開	農地及び営農施設の復旧等による営農再開 100%完了	
⑧ 大空港構想 NextStage の実行	阿蘇くまもと空港の新たな運営者の決定及び国内線別棟ビルの運営開始	
⑨ 八代港のクルーズ拠点整備	専用岸壁、おもてなしエリアの整備により、年間 200 隻程度の大型クルーズ船寄港を実現	
⑩ 国際スポーツ大会の成功	2 つの国際大会（女子ハンド、ラグビー）の成功を通して復興する熊本を国内外に発信	

(出典) 熊本県「創造的復興に向けた重点 10 項目について」

④復興計画の策定体制と策定プロセス

○「熊本復旧・復興4カ年戦略」との内容統一

- ・「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」をベースとした「熊本復旧・復興4カ年戦略」が平成28年12月県議会で議決された。
- ・「復旧・復興プラン」は、復旧・復興に関する内容について、県政運営の基本方針である「熊本復旧・復興4カ年戦略」と統一を図る必要があったため、「熊本復旧・復興4カ年戦略」の内容を踏まえ、「復旧・復興プラン」の改訂を行った。

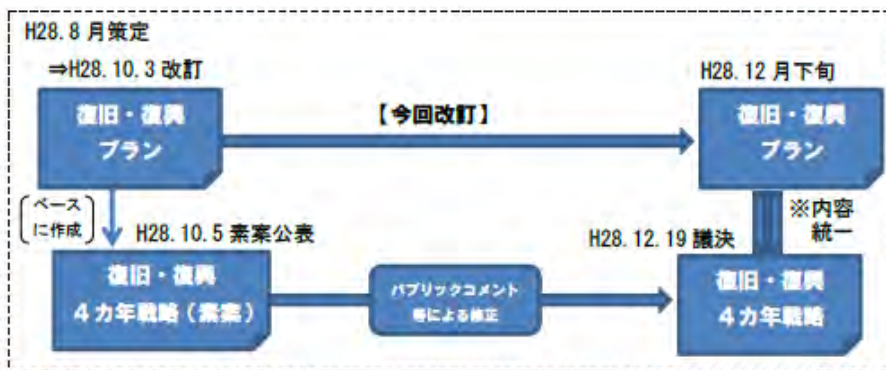


図 復旧・復興プラン

(出典) 熊本県「平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について - プラン改訂のポイント」

【20160114】震災復興計画の策定（熊本市）

①計画の目的と位置付け

○計画の目的

- ・平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて、早期の復旧を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩を進めていくための基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき主要な施策や具体的な取組を体系的にまとめ、復旧・復興を着実に推進していくことを目的に、平成28年10月14日に熊本市震災復興計画を策定した。

○計画の位置付け

- ・熊本市震災復興計画は、震災前に策定されるすべての市政運営の基本となる熊本市第7次総合計画（平成28年度～平成35年度）に、復旧・復興の視点を取り入れるものとして策定した。また、熊本市第7次総合計画の前期基本計画（平成28年度～平成31年度）における中核として位置付け、重点的に取り組むこととした。
- ・あわせて、震災前に策定した「熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（平成27年度～平成31年度）」に掲げる「人口減少克服」・「地方創生」という政策的課題の解決にもつなげていくとした。

<イメージ図>

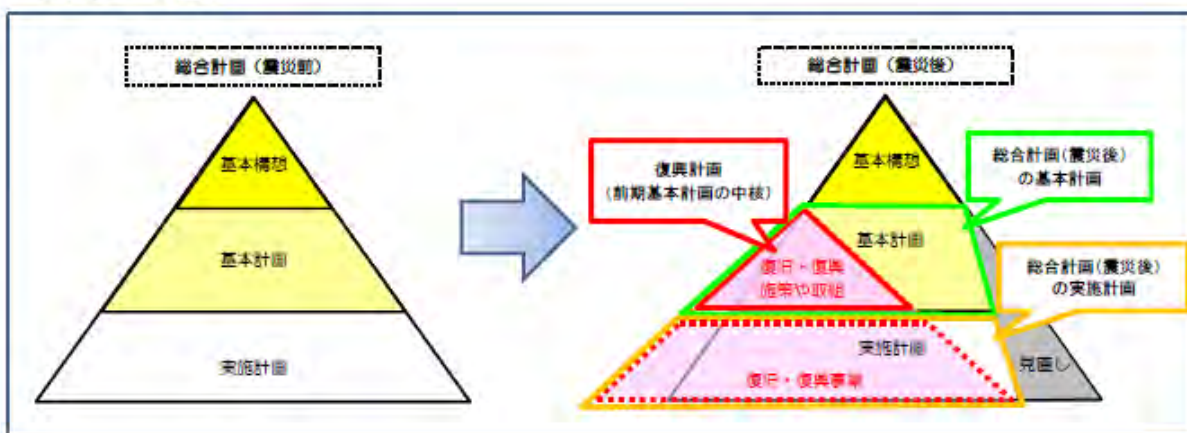


図 「熊本市震災復興計画」の位置付けのイメージ図

(出典) 熊本市「熊本市震災復興計画」

②計画の内容

- 熊本市震災復興計画は、「基本方針」と5つの「復興重点プロジェクト」、5つの「目標別施策」で構成した。
- 「基本方針」では、「復興重点プロジェクト」や「目標別施策」を貫く最も基本的な考え方であり、震災からの復興に当たっての方向性を示した。
- 「復興重点プロジェクト」では、「目標別施策」の中で、特に緊急かつ重要なものであり、熊本市の復興をけん引する重点的な施策を掲げた。
- また、「目標別施策」は、「基本方針」を踏まえて設定した復興に向けた5つの目標に関する施策や具体的な取組を体系的にまとめた。



図 熊本市震災復興計画〔概要版〕

(出典) 熊本市「熊本市震災復興計画（概要版）」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○策定経過

- 震災復興計画は、平成28年10月14日開催の平成28年第1回臨時市議会において、「熊本市基本計画の一部変更について」として全会一致で議決を受けた。
- 策定にあたっては、震災復興本部、震災復興検討委員会、熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会での審議等を踏まえて最終的な案を取りまとめた。

○熊本市震災復興検討委員会

- 専門的な見地からの多様な意見を踏まえ、熊本市震災復興計画を策定するため、各分野の専門家や有識者で構成する「熊本市震災復興検討委員会」を設置した（委員長：中山峰男（崇城大学学長）、副委員長：鈴木桂樹（熊本大学法学部教授））。
- 検討委員会は平成28年7月4日から平成28年11月2日にかけて計6回開催された。

表 震災復興検討委員会委員一覧

区分	所属団体・役職
委員長	崇城大学 学長
副委員長	熊本大学法学部 教授
委員	熊本学園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
委員	熊本市農業協同組合 営農部長
委員	熊本市医師会 参与
委員	東海大学経営学部観光ビジネス学科 教授
委員	熊本市 PTA 協議会 会長
委員	人と防災未来センター 研究員
委員	熊本商工会議所 会頭
委員	日本銀行 熊本支店長
委員	熊本日日新聞社 編集顧問 新聞博物館長
委員	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授 減災型社会システム実践研究教育センター長

(出典) 熊本市「熊本市震災復興計画資料編」より作成

表 熊本市震災復興検討委員会の開催状況

回数	開催年月日	議事
第1回	平成28年7月4日	・熊本市震災復興基本方針(案)について
第2回	平成28年7月11日	・熊本市震災復興計画概要(案)について
第3回	平成28年7月26日	・熊本市震災復興計画素案について
第4回	平成28年8月3日	・熊本市震災復興計画素案について
第5回	平成28年9月21日	・熊本市震災復興計画(案)について(パブリック・コメントの結果含む)
第6回	平成28年11月2日	・熊本市震災復興計画について

(出典) 熊本市「熊本市震災復興計画資料編」より作成

○平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査

- ・平成28年熊本地震で浮かび上がった、行政の対応など様々な課題について、今後の復旧・復興や防災活動等の各取組に活かしていくことを目的として、校区自治協議会、町内自治会、自主防災クラブの各会長を対象に、アンケート調査を実施した。
- ・調査期間は平成28年7月29日～8月12日で、回答数は615件であった。
- ・主な回答の結果は以下のとおりである。

- 今回の震災を経験して、地域で必要と感じる訓練や講習会
 - 1位・・・地域住民の安否確認訓練 69.3%
 - 2位・・・避難訓練 59.3%
 - 3位・・・避難所運営訓練 47.5%
- 共助として震災後に地域で新たに備えたものや今後備えたいと思っているもの（こと）
 - 1位・・・非常時に地域の高齢者等の安否確認を誰が行うか役割分担を決める 42.0%
 - 2位・・・災害時の自主防災組織の体制や各人の役割分担を整備する（体制図を作る） 41.1%
 - 3位・・・地域での緊急連絡網を作成する 40.3%
- 公助として災害時に行政からの支援体制で特に必要だと思うもの（こと）
 - 1位・・・避難所の設置・運営の円滑化 52.8%
 - 2位・・・水道・下水道の速やかな復旧活動 39.0%
 - 3位・・・指定避難所以外の避難者へのきめ細やかな対応（車中泊含む） 37.4%
- 災害時に知りたい情報
 - 1位・・・飲料水、食糧等の入手方法 69.8%
 - 2位・・・ライフラインの被害・復旧情報 62.7%
 - 3位・・・避難場所の情報 51.9%
- 災害時の行政からの情報提供の手段として有効なもの
 - 1位・・・テレビ 57.0%
 - 2位・・・ラジオ 56.6%
 - 3位・・・携帯電話 55.5%
- 今後新たに避難所として考える施設
 - 1位・・・集会所（地域コミュニティセンター、地域公民館など） 36.8%
 - 2位・・・大規模な公園や広場 22.3%
 - 3位・・・民間の大規模な施設 19.5%
- 避難所以外の自宅や車中泊等の方への支援
 - 1位・・・食料や飲料水の配給 78.0%
 - 2位・・・生活支援や災害・避難所状況などの情報提供 53.0%
 - 3位・・・生活用品など物資の配給 52.5%

図 平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査結果

（出典）熊本市「平成28年熊本地震における地域防災活動状況等アンケート調査結果報告書」

○その他の市民参画

- ・ 地域や各種団体の代表者と座談会形式による意見交換会として、平成28年6月1日～6月22日に「熊本市震災復興座談会」を実施した（計14回開催）。
- ・ 平成28年6月20日～7月31日に、市ホームページにて「平成28年熊本地震に関するアンケート」を実施した。
- ・ ワークショップ形式による意見交換会（高校生・大学生の部と一般の部の2部構成）として、平成28年8月28日に、「くまもと復興カフェ～熊本の『地域・世代・未来』がにつながるワークショップ～」を実施した。
- ・ 震災復興計画素案について、広く市民の意見を聴取し施策に反映させるため、平成28年8月19日～9月9日に、パブリック・コメントを実施した。

【20160115】復旧・復興計画の策定（宇土市）

①計画の目的と位置づけ

○計画策定の目的

- ・ 早期復旧・復興を実現させていくための基本的な考え方として宇土市震災復興計画（第1期）の基本理念を策定した。

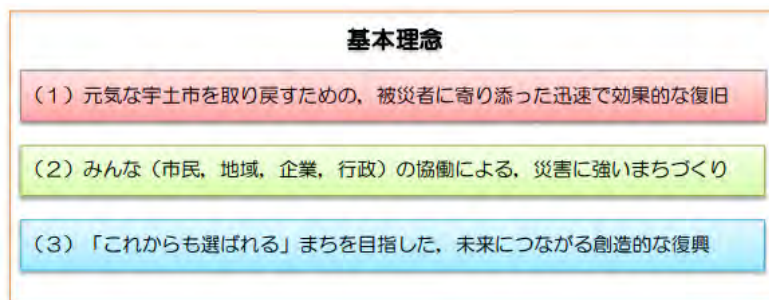


図 宇土市震災復興計画の基本理念

（出典）宇土市「宇土市震災復興計画（第1期）」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 宇土市震災復興計画（第1期）では、対象期間を平成28年度から平成30年度までとした。
- ・ 震災からの復興のためには、長期的な視点を持って取り組むべき内容も多く、平成31年度以降も継続して復興に取り組む計画とした。具体的には、平成30年度までは震災前に策定した第5次総合計画（平成27年度～平成30年度）と震災復興計画を並行して推進し、平成31年度からは、市の最上位計画である総合計画に創造的復興に関する内容を盛り込み、第6次総合計画として計画の一本化を図るものとした。
- ・ 第6次総合計画については、平成29年度から策定に向けた作業を開始し、状況把握や情報・意見の収集を行い、策定を行う予定である。

【計画期間及び他計画との関係】

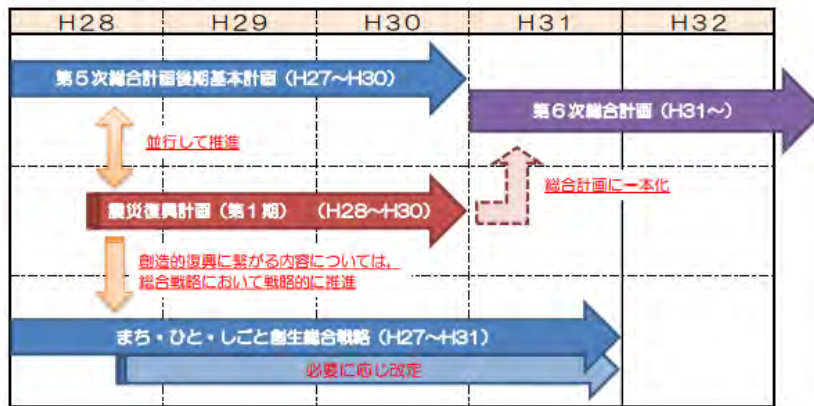


図 宇土市震災復興計画の期間・関係性

(出典) 宇土市「宇土市震災復興計画(第1期)」

○計画の内容

- ・ 宇土市震災復興計画（第1期）では、下記に示す復旧の主要施策に基づいて早期復旧に向けた取組みを示した。
- ・ 第1期となる宇土市震災復興計画では、主に「1. 復旧に向けた早急な対応」の取り組みについてまとめた。なお、創造的な復興に向けては、以下に示す4つの施策の柱に沿って取組みを実施する計画である。

【計画の基本的方向性】



図 宇土市震災復興計画の方向性

(出典) 宇土市「宇土市震災復興計画(第1期)」

③復興計画の策定体制

○計画の策定・推進体制

- ・ 市長を本部長とする「宇土市震災復興本部」が中心となり、市の組織全体が復旧・復興の方向性を示し、震災復興計画に示した取組みを推進している。

【策定・推進体制】

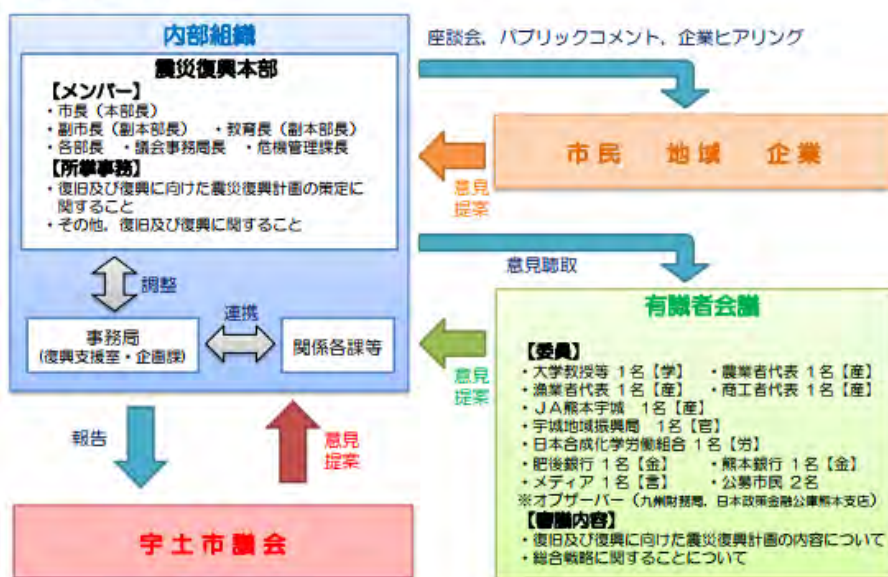


図 宇土市震災復興計画の推進体制

(出典) 宇土市「宇土市震災復興計画(第1期)」

【20160116】復旧・復興計画の策定(宇城市)

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 平成29年度からのまちづくりのビジョンを示す指針が必要となるために策定するものであり、インフラの早期復旧と地域経済の早期復興、そして市民生活の早期再建を最優先した考え方で計画を策定し、平成29年3月に公表した。

○位置づけ

- ・ 熊本地震からの復旧・復興は、第2次宇城市総合計画における最優先課題と位置づけ、基本構想に復旧・復興の方向性を示す「熊本地震からの復旧・復興方針」を、基本計画にはその方針を具体化するための「震災復興」を施策分野の一つと設定した。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 平成29年度から平成36年度までの8年間で、前期4年間でインフラの復旧、応急仮設住宅の解消、住宅や都市基盤の再建・整備などを目指す「復旧・復興期」、後期4年間で復旧したインフラや生活・都市基盤を基に、地域活力向上を目指す「再生・発展期」として設定した。

2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)
復旧・復興期【4年】				再生・発展期【4年】			

図 宇城市第2次宇城市総合計画の期間

(出典) 宇城市「第2次宇城市総合計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○推進体制

- ・ 町内組織の推進体制を強化することで、情報共有を徹底し地域課題や市民ニーズへの柔軟な対応を図るため、市民やNPO、企業、議会などと意見交換できる仕組みづくりとして「震災復興宇城市民会議」を創設した。
- ・ 事業の評価方法としては、PDCAサイクルを用いて、客観的に行った。また、評価においては担当部署のみならず、「震災復興宇城市民会議」においても計画を評価（Check）し、市民のニーズや満足度を捉えて適切な評価結果をもとに改善（Act）につなげた。
- ・ また、推進に当たっては次の方針に基づき進めた。
 - 国・県の復興支援制度を活用した復旧・復興の推進
 - 健全財政運営に基づく復旧・復興の推進
 - 市民参画による復旧・復興の推進
 - 主体別の役割に基づく復旧・復興の推進
 - 広域連携による復旧・復興の推進

○総合計画審議会の設置

- ・ 計画の策定に当たっては、市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、幅広い意見を聞くため、各種団体代表などの市民で構成する「総合計画審議会」を平成28年11月1日に設置、井田貴志 熊本県立大学教授を会長に迎え、市長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について審議した。
- ・ 審議会は平成28年11月1日から平成29年3月23日にかけて計5回開催された。審議会では、平成29年度からの8年間を見据えた第2次宇城市総合計画の策定にあたり、さまざまな分野から幅広い視点で議論が行われた。

表 総合計画審議会の開催

総合計画審議会	市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、各種団体代表等の市民で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画策定に向けて審議・答申を行いました。(平成28年11月1日設置 会長 井田貴志 熊本県立大学教授)	
	開催日	主な協議内容
	平成28年11月1日	◆第1回会議 ①委嘱状交付 ②諮問 ③総合計画概要および策定スケジュール説明 ④意見交換
	平成28年11月29日	◆第2回会議 ①前期基本計画（草案）第1稿の提示 ②施策別協議（グループワーキング）
	平成29年1月17日	◆第3回会議 ①前期基本計画（草案）第2稿の提示 ②個別協議（グループワーキング）
	平成29年2月21日	◆第4回会議 ①基本構想（草案）および前期基本計画（草案）第3稿の提示 ②全体協議
	平成29年3月23日	◆第5回会議 ※最終回 ①基本構想（案）および前期基本計画（案）の提示 ②全体協議 ③答申
		
<p style="text-align: center;">第1回会議 第3回会議（グループワーキング） 第4回会議（全体協議）</p>		

(出典) 宇城市「第2次宇城市総合計画」

【20160117】 復旧・復興計画の策定（美里町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、住民、行政及び関係団体が認識を共有し、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本町の復旧・復興への道しるべとして基本的な考え方を明らかにするとともに、取り組むべき主要施策や具体的な取組を体系的に定め、着実に推進していくために策定するものとした。

○計画の位置づけ

- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、美里町第2次振興計画を補完する計画として定め、基本計画の一部として策定された。
- ・ 「美里町復旧・復興計画」は、今回の熊本地震及び豪雨災害により被災したことに対し、復旧・復興を通じてまちづくりをいち早く進めていくものであり、その他の災害全般における個別具体的な「防災・減災」への取り組みについては「美里町地域防災計画」で対応した。

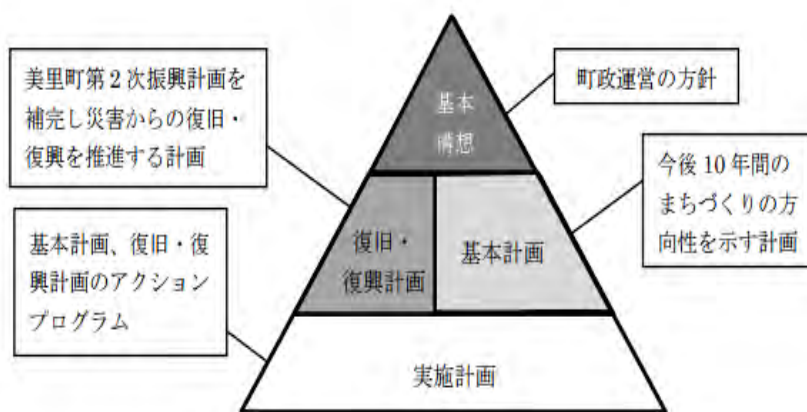


図 美里町復旧・復興計画の期間

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 美里町第2次振興計画を補完する計画として位置づけることから、計画の対象期間は平成28年度から前期基本計画の最終年度にあたる平成32年度までの5年間とした。
- ・ ただし、復興には5年以上の長期的な視点で取り組むべき課題も多いため、平成33年度以降も「美里町第2次振興計画後期基本計画（平成33年度～平成37年度）」に盛り込み、継続して取り組むこととした。

【美里町復旧・復興計画の期間】

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
美里町復旧・復興計画期間					後期基本計画(H33～H37)に一本化				
復旧		復興							
美里町第2次振興計画									
前期基本計画(H28～H32)					後期基本計画(H33～H37)				

図 美里町復旧・復興計画の期間

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」

○計画の内容

- ・ 復旧・復興計画は、「基本目標 1：住まいと暮らしの再建」、「基本目標 2：社会生活基盤の整備」、「基本目標 3：地域経済の復興」及び「基本目標 4：防災力強化」の 4 つの項目にて構成された。
- ・ 各基本目標別に、2～3 の施策が掲げられた。

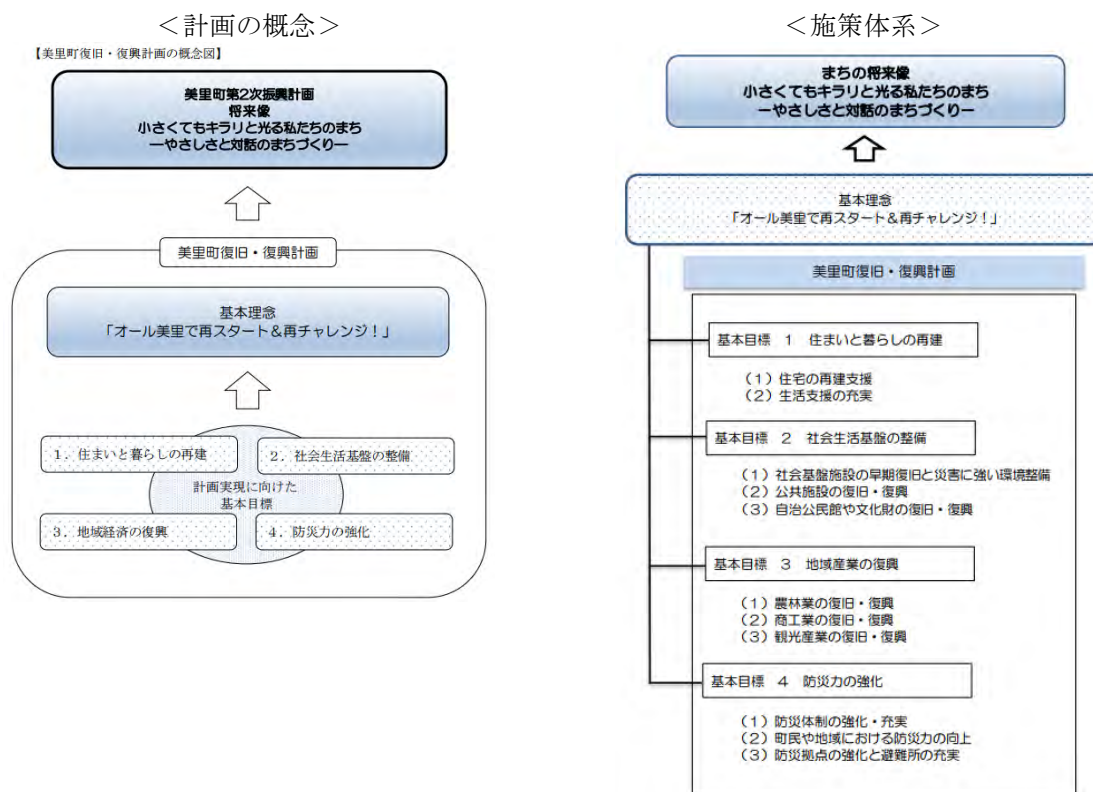


図 美里町復旧・復興計画の概念と施策体系

(出典) 美里町「美里町復旧・復興計画」より作成

③策定プロセス

○住民アンケート調査

- ・ 震災及び豪雨災害からの復旧・復興の道標となる、「美里町復旧・復興計画」を策定するにあたり、町民の考えや意見を把握し、今後の復旧・復興の参考として活用するために実施した。
- ・ 調査対象者
 ア) 町内在住の熊本地震による被害が一部損壊以上の居住者罹災者世帯 (754 世帯)
 イ) 豪雨災害による家屋流出世帯 (アに含まれる)
- ・ 基準日：平成 28 年 10 月 12 日
- ・ 調査期間：平成 28 年 10 月 17 日～平成 28 年 10 月 30 日

【20160118】復旧・復興計画の策定（大津町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 大津町復旧・復興計画は、「平成28年熊本地震」からの復興として、復旧・復興に関する方針を定めるとともに、震災で得た教訓を今後の『大津のまちづくり』に活かしていくための方向性を示すことを目的として策定した。

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、熊本県が策定している「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」の内容に沿ったものとし、緊張かつ重要な特定施策としての取り組みについて記載されており、次期の大津町振興総合計画（平成30年度～）と連動させるとともに、町民アンケートや座談会・大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッションでの住民意見を踏まえた策定した。

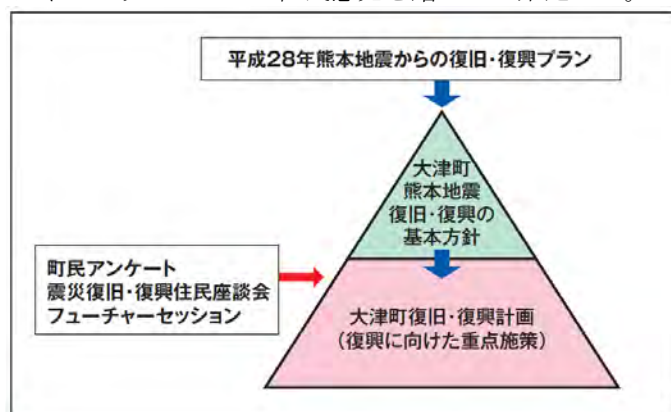


図 大津町復旧・復興計画の位置づけ

（出典）大津町「大津町復旧・復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 具体的な取り組みをその内容から「復旧期間」と「復興期間」に区分し、復旧期間2年、復興期間を3年とした。
- ・ 復旧期間は、生活再建、被災した住宅や道路等のインフラの復旧を行う期間とした。
- ・ 復興期間は、長期的ビジョンに立ったまちづくりを展開し、大津町の創造的復興を本格的に進めていく期間とした。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
復旧期間	→					
復興期間	■	■	■	■	■	→ 第6次大津町振興総合計画への引継ぎ

図 大津町復旧・復興計画の期間

（出典）大津町「大津町復旧・復興計画」

○計画の内容

- ・ 熊本地震復旧・復興の基本方針として①住民生活・くらしの再建、②社会基盤の復旧・経済の再生、③命を守る・災害に強いまちづくりと、3つの方針から構成された。

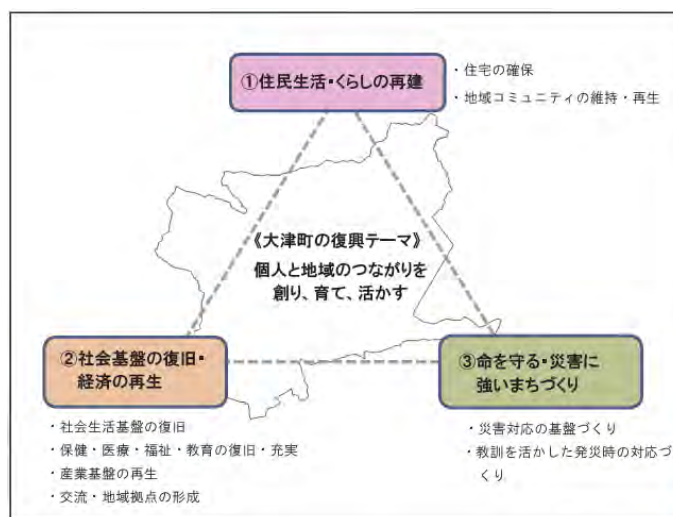


図 大津町復旧・復興計画の内容

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」

③復興計画の策定プロセス

- ・ 策定にあたり、町内全世帯に対しての「熊本地震に関するアンケート調査」を実施した。
- ・ 平成 28 年 8 月 29 日（月）～9 月 1 日（木）に「震災復旧・復興住民座談会」を開催し、町の被災状況や災害復旧状況の説明、テーマごとに分かれての住民懇談会を行った。
- ・ 平成 28 年 10 月 16 日（日）に大津町の復興に向けて住民の意見を聴くための場として「大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッション - 未来へつなげる震災の記憶 -」を開催した。
- ・ 平成 29 年 3 月 8 日（水）～13 日（月）に住民へ復旧・復興計画（案）を説明し意見を聴くための場として「復旧・復興計画説明会」を開催した。

表 大津町復旧・復興計画の策定経緯

年月日		内容
平成 28 年	8 月 29、30 日、9 月 1 日	震災復旧・復興住民座談会
	9 月議会	復旧・復興計画業務委託料補正
	10 月 16 日	震災復興住民ワークショップ (大津町の創造的復興を考えるフューチャーセッション)
	10 月 17～31 日	復旧・復興住民アンケート実施
	12 月議会	復旧・復興計画（素案）説明
	12 月 28 日	復旧・復興計画（素案）公表 (意見締切：平成 29 年 1 月 20 日)
平成 29 年	2 月議会	復旧・復興計画（案）説明
	3 月 3～17 日	復旧・復興計画（案）公表
	3 月 8、9、13 日	町民への説明・意見交換

(出典) 大津町「大津町復旧・復興計画」より作成

【20160119】復旧・復興計画の策定（高森町）

①計画の目的と位置付け

○計画の目的

- ・ 平成 28 年熊本地震からの早期復旧、また創造的復興を目指すための取り組みを示し、復旧・復興を着実に進めていくため、「平成 28 年熊本地震 高森町復旧・復興計画」を策定、平成 28 年 11 月 25 日に計画案を公表し、平成 29 年 1 月 13 日までのパブリック・コメントを実施し、平成 29 年 3 月 28 日に公表した。

○計画の位置づけ

- ・ 計画に基づき、熊本地震からの復旧・復興に取り組む過程で、必要に応じて、震災前に策定された「高森町観光立町推進計画」、「総合計画」、「地域防災計画」等の見直しを行っていくものとし

て位置づけられた。

②計画期間と内容

○計画の期間

- ・ 計画に記載されている取り組みの中には、インフラ整備等、単年で終了するものだけでなく、複数年かけて取り組んでいく必要があるものもある。
- ・ このため、取り組みについて実施計画を作成し、進捗状況を管理し、関係者間で共有することにより、計画の実現可能性を高め、また、町の災害対応能力を向上させることに繋げるとしている。
- ・ また、復旧・復興計画の実施は、町の財政状況等に左右される部分が大きいため、実施計画についても必要に応じて見直しを行うとしている。

○計画の内容

- ・ 震災前よりも発展した復興“創造的復興”の視点に立ち、「生活」「観光」「まちづくり」の3つの観点で復旧・復興に向けた取組について記載している。
- ・ 熊本地震の影響は広範囲に及んでいることから、実施に当たっては、行政区域にとらわれず、同じ課題に直面している近隣町村等と積極的に連携するとした。
- ・ 具体的には、以下のような取り組み内容について定めている。

表 復興に向けた取り組み

観点	取り組み内容
生活	南阿蘇鉄道の全線復旧
	通学バスの運行
	住居の確保
	文教施設の早期復旧
	文化財の復旧
観光	高森町の情報発信
	誘客イベントの実施
	復興支援バスツアーの実施
	南阿蘇鉄道の創造的復興
	「高森町観光立町推進計画」の見直し 商工業者が行う販路開拓等に対する支援
まちづくり	①インフラ等の整備
	役場庁舎の強靱化
	防災拠点の整備
	防災倉庫の整備
	子育て支援センターの強化
	電気の安定供給の確保
	水の安定供給の確保
	防災道路の整備
	避難場所の整備
	②災害時の情報発信体制の強化
	たかもりポイントチャンネル、SNS等の活用
	防災無線の活用
	トランシーバーの活用
	ラジオの活用
	③平時における備え
	避難所の運営
	災害廃棄物の処理
	関係者間での情報共有
町全体の防災意識、災害対応能力の向上	
他自治体との連携の推進	

(出典) 高森町「平成28年熊本地震高森町復旧・復興計画」より作成

【20160120】復旧・復興計画の策定（南阿蘇村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 平成 29 年 1 月に、これからの復旧・復興に向けて、震災を経験して得た教訓を活かし、むらづくりの指針として「南阿蘇村復興むらづくり計画」を策定・公表した。

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、震災前の平成 27 年 4 月に策定された村づくりの基礎を築くための指針である「第 2 次南阿蘇村総合計画」の一部として位置づけられた。
- ・ 総合計画の各行政分野の施策に、震災からの復旧・復興の視点を取り入れるとともに、震災前の平成 27 年 10 月に人口減少の克服や地方創生に向けて策定された「南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の取組との連動にも留意して、10 年間を目安に重点的に取り組むことをまとめた、震災関連分野での基本計画とした。

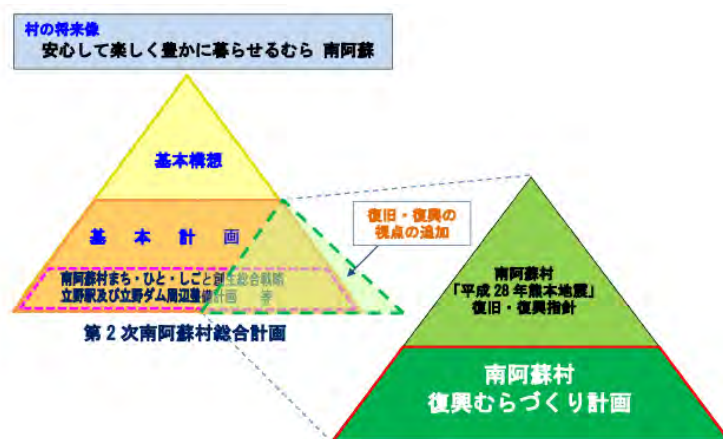


図 南阿蘇村復興むらづくり計画の位置づけ

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」

②計画期間と内容

○計画の目標・期間

- ・ 復興にあたっては、当面 10 年間で復旧期[3 年]・再生期[5 年]・発展期[10 年]に区分し、順次・計画的に取り組むとしている。

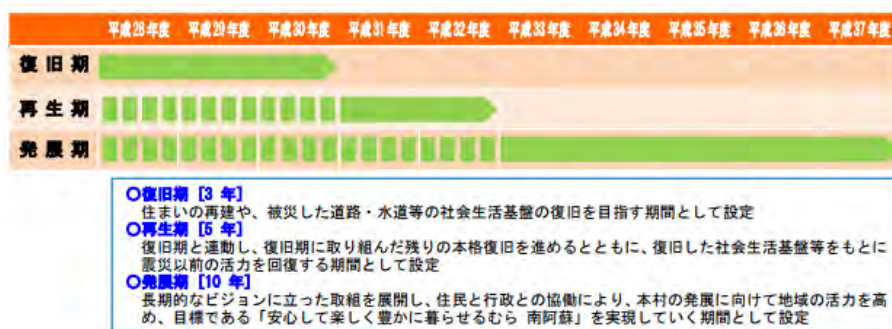


図 南阿蘇村復興むらづくり計画の期間

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」

○計画の内容

- ・ 以下の 3 つの基本方針を掲げ、住民ニーズや社会的な要請に対応し、村の将来像である「安心して楽しく豊かに暮らせるむら南阿蘇」の実現を目指す計画とした。
 - 南阿蘇らしい暮らしやすさに配慮した住まいの復興と、移住・定住の促進

	年月日	内容
平成 28 年	9 月 29 日～10 月 9 日	第 1 回住民説明会開催
	10 月 14 日～25 日	住民アンケート実施
	11 月 4 日～26 日	住民ワークショップ開催
	11 月 8 日	第 1 回策定委員会開催
	12 月 5 日	第 2 回策定委員会開催
	12 月 17 日～18 日	第 2 回住民説明会開催
	12 月 26 日～1 月 10 日	計画案に対する住民意見募集
平成 29 年	1 月 18 日	第 3 回策定委員会開催
	1 月 30 日	計画案の議会報告
	1 月 31 日	計画策定

表 策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本大学 名誉教授
委員	熊本大学 減災センター長
委員	熊本県立大学 環境共生学部 准教授
委員	議会復興特別委員会委員長
委員	議会復興特別委員会副委員長
委員	立野区長
委員	新所区長
委員	立野駅区長
委員	黒川区長
委員	長野区長
委員	村消防団団長
委員	村観光協会会長
委員	村農業委員会会長
委員	NPO 法人代表
委員	小学校 PTA 副会長

(出典) 南阿蘇村「南阿蘇村復興むらづくり計画」より作成

○住民説明会

- ・ 第 1 回住民説明会（平成 28 年 9 月 29 日～10 月 9 日）においては、復興むらづくり計画の策定、被災状況、復旧事業、復興事業及び今後のスケジュールについての説明があった。なお、第 1 回住民説明会は、6 地域で実施され、合計の参加者数は 526 名であった。
- ・ 第 2 回住民説明会（平成 28 年 12 月 17 日、18 日）においては、村内道路の復旧及び復興むらづくり計画（案）についての説明があった。なお、第 2 回住民説明会は、2 地域で実施され、合計の参加者数は 240 名であった。

○住民ワークショップ

- ・ 住民ワークショップ（平成 28 年 11 月 4 日～11 月 26 日）においては、被災状況の確認が行われ、住宅の再建及び地区の復興について、住民意向の意向が確認された。なお、住民ワークショップは、7 地域でそれぞれ 1 回実施され、合計の参加者数は 283 名であった。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- 本計画は、「復旧期」と「復興期」をもって構成し、計画期間は8年間とした。
 - 復旧期…被災者の生活再建を第一に、道路や水道等のインフラや公共施設、地域コミュニティを元の姿に戻す期間とし、計画期間は、平成28年度から4年間とした。
 - 復興期…震災前よりもさらに発展するために、復旧したインフラの活用等を図りながら、まちづくりを進める期間とし、計画期間は、平成32年度から4年間とした。



図 御船町震災復興計画の期間

(出典) 御船町「御船町震災復興計画」

○計画の内容

- 復興の取り組みを進めていく上での土台となる考え方として、2つの基本理念「絆と共働を基調とした復興」「未来へつながる復興」を設定した。
- 基本理念を土台に、町民・地域・団体・企業・行政等が一丸となった「オールみふね」による取り組みを進める上で、多様な活動主体が共有すべき、わかりやすい目標を明示することが必要と考え、復興した町の姿を示す将来像「みんなが夢を持って住み続けられるまち」、スローガン「あの日を忘れず、共につなごう未来へ！」を設定した。
- 復旧・復興に向けた各種計画として、5つの分野による取り組みを進めていくとしている。
 - 被災者の生活再建 ～たちあがる～
 - 地域コミュニティの再生 ～つながる～
 - 災害に強いまちづくり ～そなえる～
 - 公共施設の復旧 ～もどす～
 - 産業の発展 ～さかえる～
- さらに町の復興を牽引する重点施策として、10の重点プロジェクトを設定した。
- また、地区の実情に応じたきめ細かな早期の復旧・復興を目指し、町を現小学校区・旧小学校区の10地区に区分した上で、各地区の現状・実態や、町全体からの位置づけ等を踏まえた、地区別の取り組みの方向性をとりまとめた。



図 御船町震災復興計画の内容

表 復興に向けた10の重点プロジェクト

分野	プロジェクト
被災者の生活再建～たちあがる～	災害公営住宅供給プロジェクト
地域コミュニティの再生～つながる～	持続可能な集落づくりプロジェクト
災害に強いまちづくり～そなえる～	広域防災拠点創出プロジェクト
	防災拠点機能強化プロジェクト
	防災情報高度化プロジェクト
	安全・安心の住環境創出プロジェクト
公共施設の復旧～もどす～	まちの顔再生プロジェクト
産業の発展～さかえる～	御船原台地利活用プロジェクト
	復興産業拠点創出プロジェクト
	力強い農業再生プロジェクト

地区名	小学校区	大字
1 御船地区	御船小学校区	御船、辺田見、滝川
2 滝尾地区	滝尾小学校区	滝尾
3 水越地区	旧水越小学校区（現七滝中央小学校区）	水越（大部分）
4 七滝地区	旧七滝小学校区（現七滝中央小学校区）	七滝、水越（一部）、上野（一部）
5 上野地区	旧上野小学校区（現七滝中央小学校区）	上野（大部分）
6 田代東部地区	旧田代東部小学校区（現七滝中央小学校区）	田代、上野（一部）
7 田代西部地区	旧田代西部小学校区（現七滝中央小学校区）	田代
8 木倉地区	木倉小学校区	木倉
9 高木地区	高木小学校区	高木
10 小坂地区	小坂小学校区	小坂、陣、豊秋



注：各地区を構成する大字の境界は、総務省「統計 GIS」から取得したものである

図 御船町震災復興計画における地区の区分

	被災者の生活再建	地域コミュニティの再生	災害に強いまちづくり	公共施設の復旧	産業の発展
【取組方針1】 子育て世代や高齢者など、多様な世代が生き生きと暮らし続けられるまちづくりを進めます。	・住まいの再建支援 ・町営住宅（辻団地、妙見坂団地）の早期復旧 ・災害公営住宅の整備検討 ・御船中学校の早期復旧	・仮設住宅団地でのコミュニティ形成支援 ・御船分館の早期復旧 ・自治組織の活動支援	・集落における災害に強い住環境整備	・身近な道路の早期復旧 ・下水道施設の早期復旧	
【取組方針2】 豊かな自然を身近に感じられ、災害に対する不安も無い、安全で快適なまちづくりを進めます。	・造成宅地（中原団地）の安全対策		・矢形川の早期復旧 ・御船川左岸一帯での避難所の整備検討 ・避難所における防災拠点としての機能強化 ・急傾斜地等の危険箇所の防災対策	・身近な河川の早期復旧 ・文化財（今城大塚古墳）の早期復旧	・水路の早期復旧 ・農地等の生産基盤復旧支援
【取組方針3】 まちの顔としての機能を取り戻し、町全体の復興を牽引できるまちづくりを進めます。			・役場庁舎における防災拠点としての機能強化 ・防災機能を備えた総合運動公園の整備検討	・役場庁舎の早期復旧 ・街なかギャラリーの早期復旧 ・スポーツセンター、カルチャーセンターの早期復旧 ・ふれあい広場、ポケットパークの早期復旧 ・恐竜博物館の早期復旧	・観光交流センターでの化石発掘体験環境整備 ・御船原台地の活用に向けた道路整備（町道新設） ・県道239号の改良

取組方針に基づく主要施策

図 地区別の取組の方向性の例（御船地区）

（出典）御船町「御船町震災復興計画」

③復興計画の策定プロセス

○策定プロセス

- 復興計画の策定にあたり、庁内に町長、副町長、教育長、各課（局）長で構成される復興推進本部と5つの取り組み分野を推進するワーキンググループ会議（各係長で構成）、企画財政課内に事務局を設置し、平成28年10月から平成29年2月にかけて地区座談会を計10回、ワーキンググループ会議を計2回、町民・区長・中学生を対象としたアンケート調査、高校生を対象としたワークショップを実施した。
- 平成28年12月に、井田貴志 熊本県立大学教授を委員長に迎え、学識者、各種団体、行政関係者等で構成される「震災復興計画策定会議」が設置され、12月27日から3月22日にかけて計3回の策定会議、3月8日～14日に計画案に対するパブリック・コメントを実施し、平成29年3月17日に計画案の諮問、3月29日に答申、3月31日に「御船町震災復興計画」の策定・公表を行った。

表 御船町震災復興計画の策定プロセス

年月日	内容
平成28年	10/7 震災復興計画基本方針の策定
	10/17～11/11 地区座談会の開催
	12/2 ワーキンググループ会議（第1回）の開催
	12/15 高校生ワークショップの開催
	12/16 区長アンケート調査の実施
	12/27 震災復興計画策定会議（第1回）の開催
平成29年	1/14 町民アンケート調査の実施
	2/2 中学生アンケート調査の実施
	2/7 ワーキンググループ会議（第2回）の開催
	2/22 震災復興計画策定会議（第2回）の開催
	3/8～14 計画案に係るパブリックコメントの実施
	3/17 計画案の諮問（町長⇒震災復興計画策定会議）
	3/22 震災復興計画策定会議（第3回）の開催
	3/29 計画案の答申（震災復興計画策定会議⇒町長）
3/31 計画の策定	

表 震災復興計画策定会議委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本県立大学 教授
委員	町社会福祉協議会
委員	町民生委員児童委員協議会
委員	町嘱託員会 2名
委員	町婦人会
委員	町公民館小坂分館
委員	町公民館高木分館
委員	町消防団
委員	警察署
委員	上益城消防組合
委員	町教育委員
委員	PTA 連絡協議会
委員	上益城地域振興局土木部
委員	町商工会
委員	町観光協会
委員	上益城農業協同組合
委員	町認定農業同友会
委員	町農業委員会
委員	上益城地域振興局

(出典) 御船町「御船町震災復興計画」より作成

【20160122】復旧・復興計画の策定（嘉島町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- 安全・安心な町民生活を取り戻し、未来へつながるまちづくりに向けて、町民と復興像を共有し、震災前の姿にいち早く戻す単なる復興ではなく、それを踏まえて一步上をいく、よりよい状態にするさらなる発展を期して具体的な復旧・復興の取組を推進していくことを目的として「嘉島町復興計画」が平成 29 年 3 月に策定・公表された。

○計画の位置づけ

- 復興計画の策定に先立ち、「嘉島町震災復興基本方針」平成 28 年 8 月に策定、9 月に公表している。
 1. 暮らし・生活の再建と社会基盤の復旧
 2. 町内企業の復旧・復興
 3. 東部台地及び芝原土地区画整理事業の推進
 4. 上仲間・下仲間地区計画の推進
 5. 定住促進と企業誘致によるさらなる発展
- 本復興計画の策定にあたっては、上記復興基本方針で掲げた基本方針を踏まえ、平成 28 年熊本地震の一連の災害からの復興に向けての取り組みを、総合的に示すものとした。
- 町の行政計画である、震災前に策定された町政全般の方針を示す「第 5 次嘉島町総合計画（平成 23 年度～平成 32 年度）」を核として、地方創生の要となる「嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～平成 31 年度）」をはじめ、関連個別計画も踏まえた施策、事業の位置づけを行い、速やかな復旧・復興を示すものである。

■嘉島町復興計画の位置づけ■

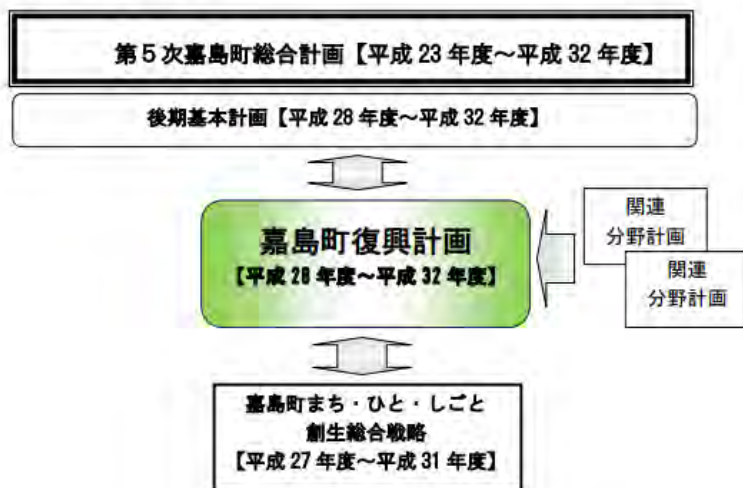


図 嘉島町復興計画の位置づけ

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とした。

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度
	第 5 次嘉島町総合計画後期基本計画					
	嘉島町復興計画					
	嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略					

図 嘉島町復興計画の期間

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

○計画の内容

- ・ 震災前の平成 28 年 3 月に策定した「第 5 次嘉島町総合計画後期基本計画」の基本理念「活力とうるおいに満ちた田園文化都市 一住んで良かった！ 水の郷 嘉島」の実現に向けて、「安全・安心」「予防・減災」「再生・発展」「協働・共有」の 4 つの視点のもと、3 つの将来像「活力と魅力あふれるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「人」が主役のまちづくりを設定し、具体的な施策・事業に取り組むこととした。

【基本理念】

活力とうるおいに満ちた田園文化都市
—住んで良かった！ 水の郷 嘉島—
～第5次総合計画の基本理念を継承します～

【将来像別取組分野】

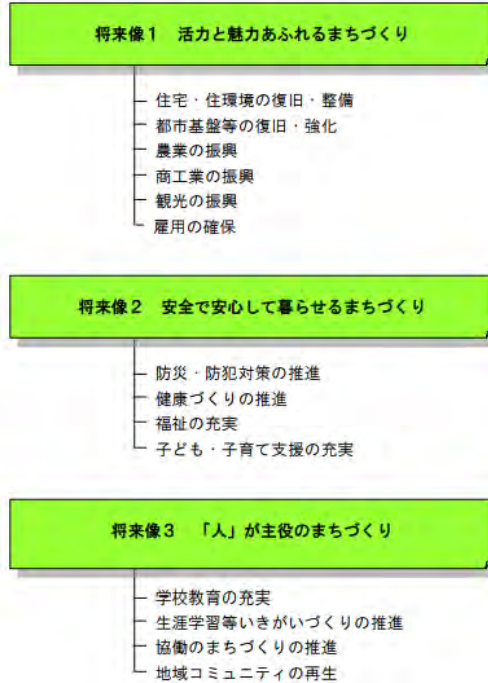


図 嘉島町復興計画の内容

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

③復興計画の策定体制

- ・ 以下に示す体制の下で策定された。



図 嘉島町復興計画の策定体制

(出典) 嘉島町「嘉島町復興計画」

【20160123】復旧・復興計画の策定（益城町）

①計画の目的と位置づけ

○位置づけ

- ・ 復興計画は、「第5次益城町総合計画」を基本としながら、震災によって新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえたものとした。
- ・ 平成33年度からの次期総合計画は、本復興計画との整合を図りながら、社会環境や経済情勢等、周囲を取り巻く状況の変化に対応した計画とした。

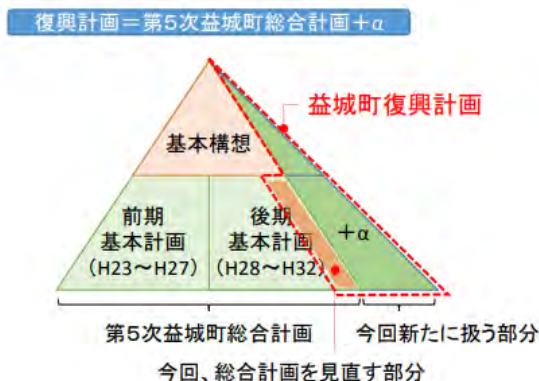


図 益城町復興計画の位置づけ

（出典）益城町「益城町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 復旧・復興のビジョンを実現するまでの期間は10年間とした。
- ・ この計画期間を、復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興施策の目標を設定した。
 - 復旧期：平成28年度から平成30年度までとした。
 - 再生期：平成31年度から平成34年度までとした。
 - 発展期：平成35年度から平成37年度までとした。

計画期間10年（目標：平成37年度）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
益城町復興計画	復旧期			再生期				発展期		

図 益城町復興計画の期間

（出典）益城町「益城町復興計画」

○計画の内容

- ・ 「住民生活の再建と安定（くらし復興）」、「災害に強いまちづくりの推進（復興まちづくり）」、「産業・経済の再生（産業復興）」の3つの理念に基づき、復興計画が策定された。
- ・ 単に震災前の町の姿を復旧するだけでなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進めることを基本理念としている。

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 外部有識者及び地域代表等により構成された「益城町復興計画策定委員会」及びその下部組織とし

て3つの専門部会（「暮らし復興専門部会」、「復興まちづくり専門部会」及び「産業復興専門部会」）を設置し、国・熊本県と連携し、復興計画を策定した。また、各専門部会では有識者アドバイザー3名に対し、必要に応じて意見を求めた。

- ・「益城町復興計画策定委員会」の委員長は、第1回委員会で互選により、鈴木桂樹 熊本大学法学部教授が選出された。

○計画の策定プロセス

- ・計画策定にあたっては、地域住民組織である「まちづくり協議会」が実施した地区別意見交換会、アンケートによる意向調査及び意見公募（パブリック・コメント）を反映した。
- ・益城町復興計画策定委員会を開催し、復興計画に対する住民意見を集約した。

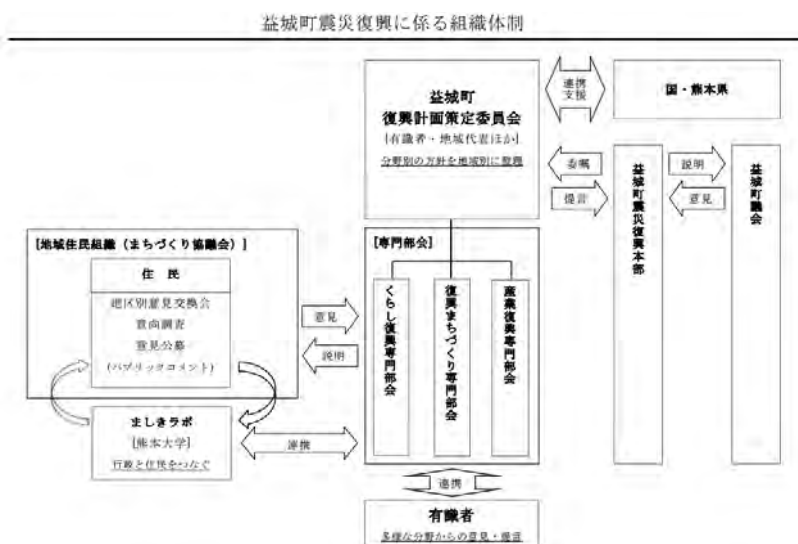


図 益城町復興策定体制

（出典）益城町「益城町復興計画」

益城町復興計画策定委員会設置要項	
<p>（設置）</p> <p>第1条 熊本地震の震災からの復興に向け益城町復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するため、益城町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 復興計画の策定に係る調査及び研究に関すること。 復興計画案の作成及び調整に関すること。 その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。 <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学識経験を有する者 県議会議員 町議会議員 地域住民の代表者 公共的団体等の代表者 関係行政機関の職員 その他町長が必要と認める者 <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>（委員長及び副委員長）</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名したものとす。 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 <p>（会議）</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、必要な意見又は説明を聴くことができる。 	<p>（専門部会）</p> <p>第7条 委員会に、専門事項の調査研究及び復興計画の素案の作成のため、専門部会を置くことができる。</p> <p>（オブザーバー）</p> <p>第8条 委員会及び専門部会に、オブザーバーを置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、必要に応じて会議及び専門部会に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>（報告）</p> <p>第9条 委員長は、復興計画案を作成したときは、町長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて策定の中間においても、その経過を報告するものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第10条 委員会の庶務は、復興課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要項は、告示の日から施行する。</p>

図 益城町復興策定委員会設置要領

（出典）益城町「益城町復興計画」

表 益城町復興計画の策定経過

日付	内容
6月	
8日	益城町震災復興本部を設置 益城町復興計画策定委員会を設置
7月	
6日	第1回益城町震災復興本部を開催 益城町震災復興基本方針を策定
7日	復興に向けて区長との意見交換会を開催（～17日、全6回）
28日	「益城町復興計画策定に向けた住民意見交換会」を開催（～8月20日、全14回）
8月	
5日	第1回益城町復興計画策定委員会を開催 益城町くらし復興専門部会を設置 益城町復興まちづくり専門部会を設置 益城町産業復興専門部会を設置
9日	第1回益城町産業復興専門部会を開催
10日	第1回益城町くらし復興専門部会を開催
11日	第1回益城町復興まちづくり専門部会を開催
20日	「益城町の復興に関する意向調査」アンケート調査を実施（全世帯）
24日	第2回益城町復興まちづくり専門部会を開催
9月	
1日	第2回益城町くらし復興専門部会を開催
2日	第2回益城町産業復興専門部会を開催
13日	第3回益城町復興まちづくり専門部会を開催
16日	第3回益城町くらし復興専門部会を開催
23日	第3回益城町産業復興専門部会を開催 策定委員会委員長及び各専門部会長との合同会議を開催
28日	第4回益城町復興まちづくり専門部会を開催
30日	第4回益城町産業復興専門部会を開催
10月	
7日	第2回益城町復興計画策定委員会を開催
12日	第2回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画骨子を策定

13日	「益城町復興計画づくりに関する小・中学生アンケート」の実施
17日	「益城町復興計画骨子に係る住民意見交換会」を開催（～22日、全7回）
27日	第5回益城町復興まちづくり専門部会を開催
11月	
1日	第5回益城町産業復興専門部会を開催
2日	第5回益城町くらし復興専門部会を開催
10日	第3回益城町復興計画策定委員会を開催
11日	第3回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画（案）を策定
15日	復興計画（案）に関する意見公募（パブリックコメント）の実施（～28日）
12月	
2日	第6回益城町復興まちづくり専門部会を開催
5日	第6回益城町くらし復興専門部会を開催 第6回益城町産業復興専門部会を開催
8日	第4回益城町復興計画策定委員会を開催
12日	第4回益城町震災復興本部を開催 益城町復興計画を決定
20日	益城町復興計画の町議会承認

（出典）益城町「第1回益城町復興計画策定委員会」

表 益城町復興計画策定委員会委員一覧

区分	所属・役職等
委員長	熊本大学法学部 教授
副委員長	益城町議会
委員	熊本大学工学部 教授
委員	熊本大学減災研究教育センター特任准教授
委員	熊本県立大学総合管理学部 准教授
委員	熊本学園大学社会福祉学部 教授
委員	熊本学園大学経済学部 准教授
委員	県議会
委員	町議会 2名
委員	飯野校区区長会
委員	広安校区区長会
委員	木山校区区長会
委員	福田校区区長会
委員	津森校区区長会
委員	町消防団
委員	町民生児童委員
委員	町老人会 2名
委員	町PTA
委員	町校長会
委員	町商工会
委員	上益城農業協同組合
委員	町社会福祉協議会
委員	県県央広域本部

※委員長・副委員長は第1回委員会で互選により選出。

（出典）益城町「第2回益城町復興計画策定委員会」より作成

④益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業

○目的

- ・ 当地区は、「熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全方針（熊本都市計画区域マスタープラン）」において、幹線道路沿道を中心に、地域生活サービスに資する近隣商業・業務地、公共公益施設用地等を配置し、緑豊かな低密度の住宅地と調和した良好な住環境の充実を図る「郊外部市街地」と位置づけられるとともに、役場周辺地区は周辺住宅市街地の生活の利便に供する「生活拠点」と位置づけられている。
- ・ 「益城町復興計画」では、「住民生活の再建と安定【くらし復興】」、「災害に強いまちづくり【復興まちづくり】」として「今回の震災の教訓を踏まえ、単に震災前の町の姿を復旧するだけでなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進める」ことを基本理念としている。
- ・ 基本理念に則り、益城町は、熊本地震からの早期復興を図るために、平成30年3月8日に「益城中央被災市街地復興都市区画整理事業」（約28.3ha）の都市計画を決定した。

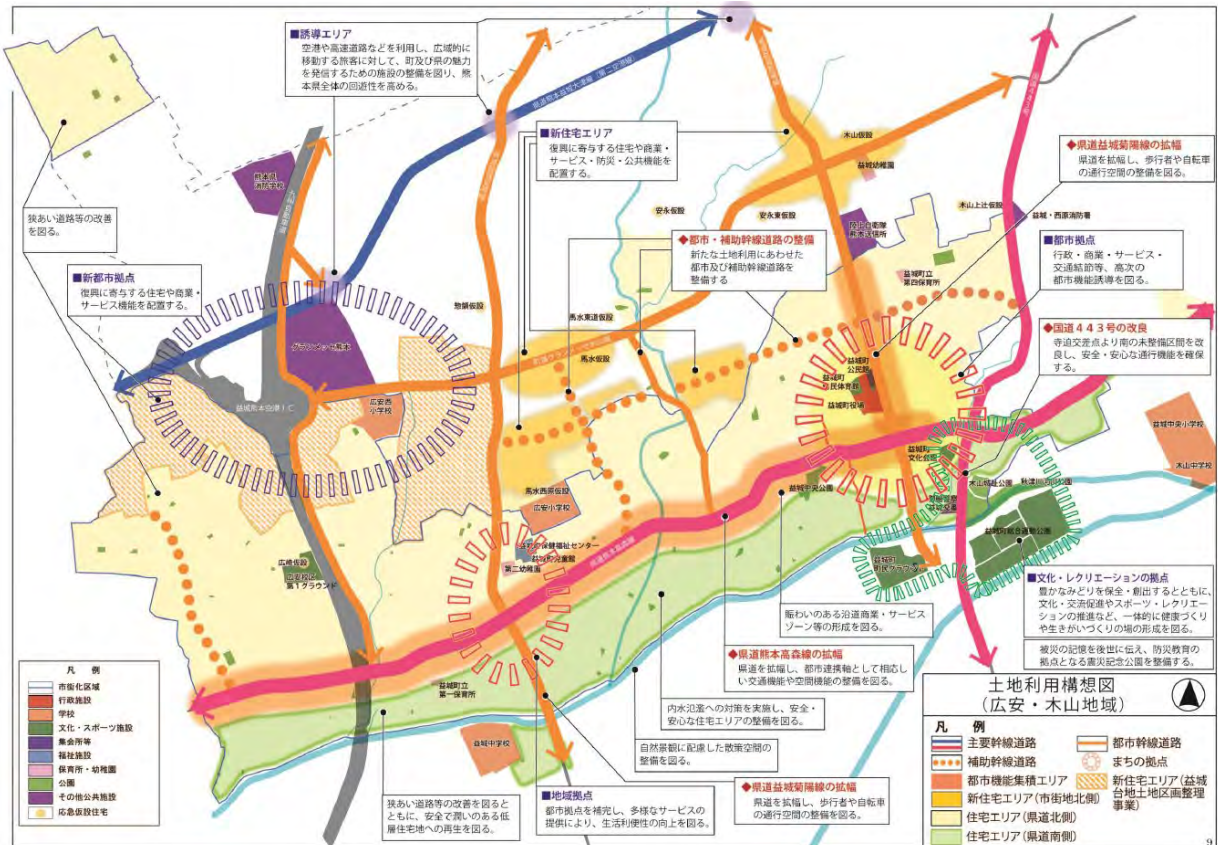


図 被災市街地復興推進地域の土地利用構想図

(出典) 益城町「益城町復興計画」

○都市計画決定までの経緯

- ・ 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の都市計画決定に先立ち、益城町では、平成29年4月及び6月に計2回の事前説明会、平成29年11月に説明会を開催したものの、平成29年12月の益城町都市計画審議会において住民理解が進んでいないとの指摘を受けて、都市計画決定は否決された。
- ・ 都市計画審議会での指摘を受け、地権者個別訪問説明を実施した。
- ・ 個別訪問では、事業内容について説明し、事業の賛否ではなく、内容についての理解度に関するアンケートを行った。その結果を踏まえ、個別訪問によって理解度が進んだとして、平成30年3月8日の町審議会において計画が了承された。
- ・ なお、熊本県と益城町は平成30年3月16日に益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する協定書を締結し、熊本県が被災市街地復興特別措置法第6条第3項の規定に基づき、事業を施行することとなった。今後は、平成30年秋までに事業認可を目指すこととしている。
- ・ 事業の推進に関する準備及び検討は、復興整備課職員3名、熊本県益城復興事務所（工務課）技術

員 7 名で行われた。

熊本県益城復興事務所 URL : http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_23304.html



図 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画の概要

(出典) 益城町「益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画について」

表 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定（益城町）までの経過

第1回 事前説明 会	日時	平成 29 年 4 月 30 日 (日) 第一回 午後 2 時～午後 4 時まで 第二回 午後 6 時～午後 8 時まで
	対象地域	大字 宮園・木山・寺迫の一部 {宮園、寺迫、上町、下町、蛭子町、市の城}
	内容	・「木山復興土地区画整理事業」に関する事前説明 ・意向調査
第2回 事前説明 会	日時	平成 29 年 6 月 24 日 (土) 午後 3 時～午後 5 時まで 平成 29 年 6 月 25 日 (日) 午後 7 時～午後 9 時まで 平成 29 年 6 月 26 日 (月) 午後 7 時～午後 9 時まで
	対象地域	大字 (宮園・木山・寺迫)の一部
	内容	・意向調査の集計結果について ・今後の事業の進め方について
都市計画 審議会	日時	平成 29 年 10 月 23 日 (月)
	内容	被災市街地復興推進地域の約 28.3ha を対象とした用途地域変更の都市計画決定
都市計画 に係る説 明会	日時	平成 29 年 11 月 9 日 (木)、11 日 (土) 及び 12 日 (日)
	内容	・公共用地 (道路、公園など) の確保の方法 ・減歩、事業後の土地の配置、建物補償等について ・土地区画整理事業の進め方、住宅再建を早める手法、商業者等への対応 ・事業計画図 (素案)
都市計画 審議会	日時	平成29年12月20日 (水)
	内容	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業区域の都市計画決定の否決

地権者個別訪問	日時	平成30年1月15日（月）～
	内容	1 公共用地（道路、公園など）の確保の方法 2 減歩について 3 事業後の土地の配置について 4 建物補償等について 5 土地区画整理事業の進め方 6 住宅再建を早める手法 7 商業者等への対応 8 事業計画図（素案）
都市計画審議会	日時	平成30年3月5日（月）
	内容	益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の都市計画決定

（出典）益城町からの提供資料より作成

【20160124】復旧・復興計画の策定（甲佐町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 本計画は、震災後の町の被災状況を踏まえた上で、熊本県の復旧・復興プランにあるように、まず「被災された方々の痛みを最小化すること」を目指し、その上で「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」の考え方を踏襲して、「復旧」と「復興」に計画の内容を分け、復旧、復興の姿がイメージできる計画づくりを目的として、平成28年11月に策定・公表された。
- ・ 「復旧」は震災前の姿に戻すことであり、一方、「復興」はこれまで以上により良い状態にすることの考え方を基本に、施策・事業の位置付けを行うことを想定している。

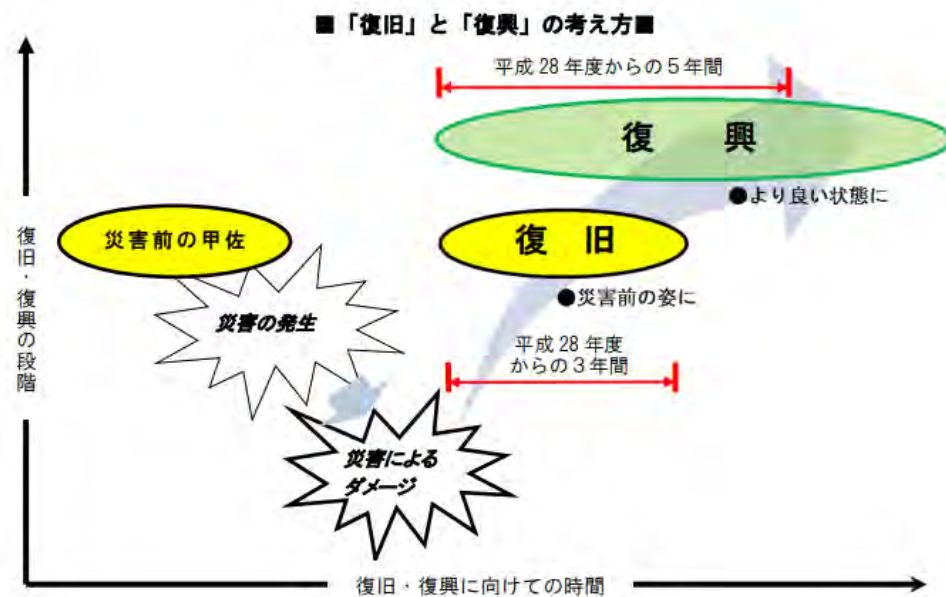


図 甲佐町震災復興計画のイメージ

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の位置づけ

- ・ 本計画は、震災前に策定された「第6次甲佐町総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」や「まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略（平成27年度～平成31年度）」との整合性を十分に図り、社会の急激な変化に柔軟に対応できる行財政運営に努め、復旧、復興による町民生活の安定及び将来に向かった力強いまちづくりを推進するものと位置付けられた。

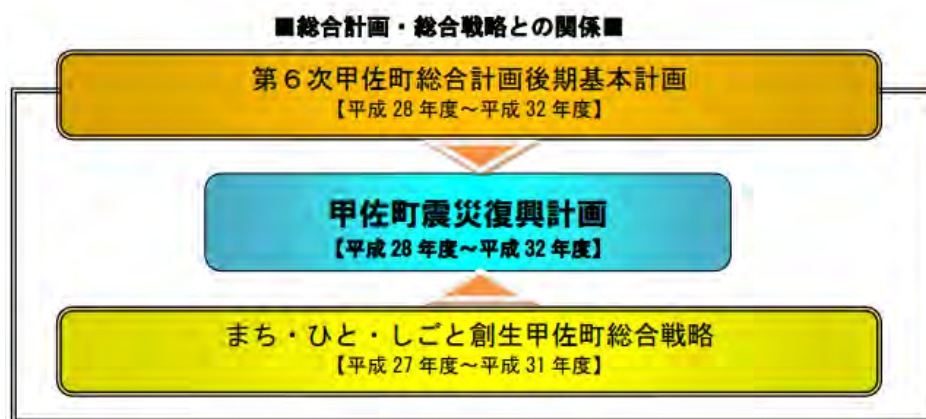


図 甲佐町震災復興計画の位置づけ

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とした。

○計画の内容

- ・ 町の早期復興を成し遂げていくために、基本的な考え方を示す「甲佐町復興指針(平成28年5月)」を策定した。本指針では、復旧・復興計画策定のための体制や計画の策定のスケジュールについて示し、「町民の生活再生・都市基盤の復旧」「産業再生」「安全・安心に暮らせるまちづくり」「応急対策の継続方針」の4つの指針を掲げている。
- ・ 上記4つの指針に基づき、「復旧対策」「復興対策」の考え方を定めた上で、計画案を示している。
- ・ 町としてそれまでに経験のない震災からの復興に取り組み、計画を推進する上で、復旧・復興に向けた意識を共有し、町民の思いを込めたまちづくりの基本的な考え方を示す基本理念「将来を想い^{みらい}魅力を活かす^{たから} ともに紡ごう 次世代への架け橋」を設定した。
- ・ 基本理念を念頭に、具体的な復旧・復興のまちづくりを3つの将来像「活力にあふれ強く元気な町」「誰もが住みたい安全で安心なまち」「若者が集う魅力あるまち」の実現を通して、取り組むこととした。さらに、基本理念が示す長期的視点に立ち、地域特性にあった協働のまちづくりを目指し、3つの基本目標「産業と経済の再建」「町民生活の再生と復興」「定住促進と教育・子育ての推進」を設定した。基本目標ごとに項目を設定し、各項目の「復旧対策」「復興対策」として、具体的な課題、取り組み及び関連する主要関連事業等が示された。

復旧に向けた緊急な取組み(復旧対策)

・「復旧」とは、すでに取り組んでいるものを含め、平成28年度から平成30年度までの3年間に早急に取り組むもの

新しい甲佐の創造に向けた取組み(復興対策)

・「復興」とは、「復旧」対策により災害前に戻った状態から一歩進め、「より良い状態」にするために、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むもの

図 「復旧対策」「復興対策」の考え方

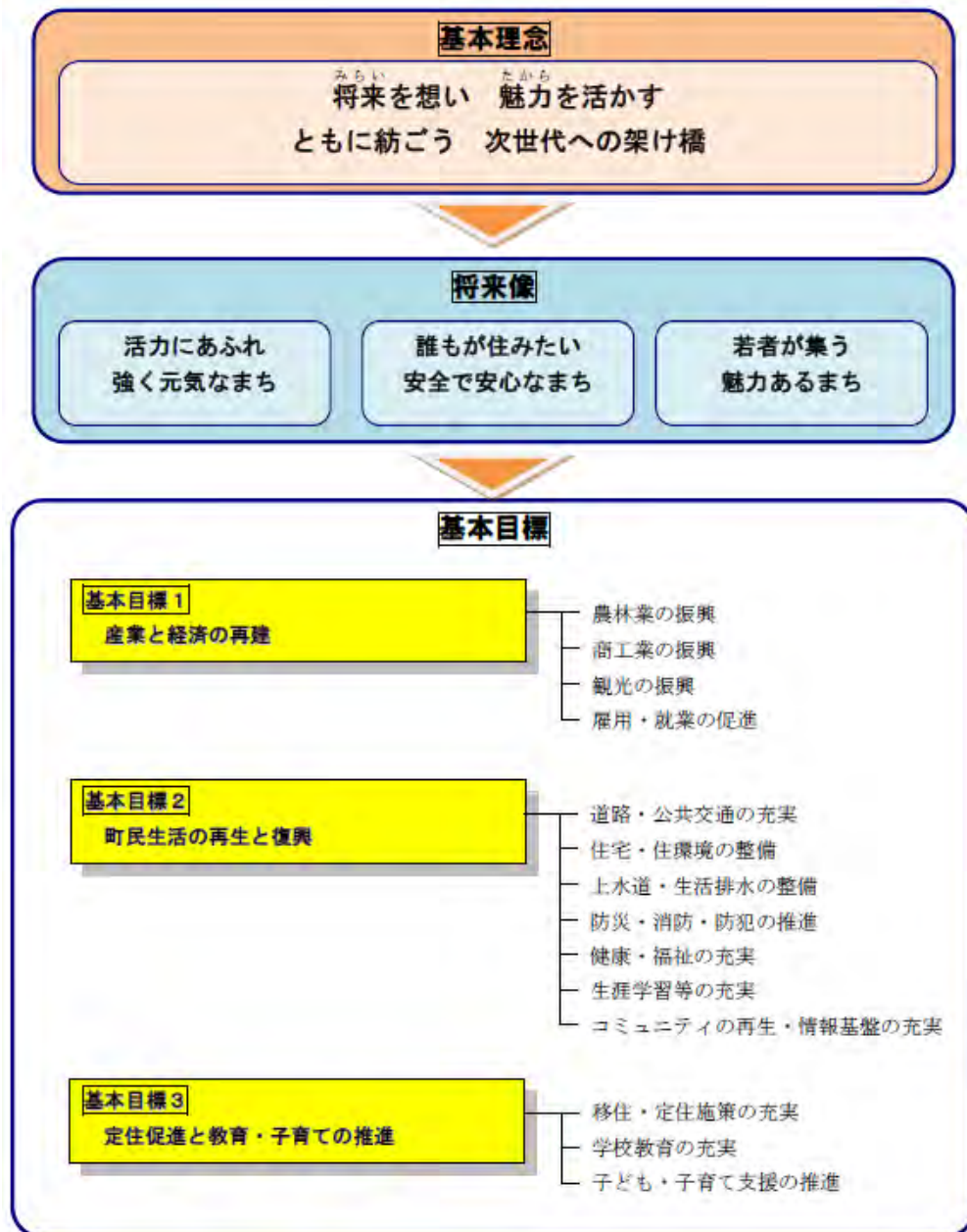


図 計画の施策体系

1-1	農林業の振興
基本方向	<p>本町は、豊かな自然や豊富な農産物等の資源を有する一方で、耕作放棄地や後継者不足等の問題を抱えています。</p> <p>現在、生産から流通まで幅広い農林業の振興を図るため、生産基盤の整備をはじめ、担い手の確保や地域の特性を活かしたブランドづくりの促進、食農教育の推進等に取り組んでいます。</p> <p>しかし、今回の震災は本町の農林業に大きな打撃を与えました。</p> <p>町民アンケート調査においても、産業の再生のために重要・必要な取組みの中では「事業者への経済的支援」、「農地や工業用地のインフラ復旧」、「農産物の販路の確保・拡大」が上位を占め農業再生への期待には大きなものがあります。</p> <p>今後は、総合戦略にもあげられた六次産業化の推進、担い手の育成等、被災した農林業者の速やかな生活再建を促進するため、農林業の生産基盤施設の速やかな再建を支援します。</p>

復旧対策		
復旧課題	具体的な取組み	主要関連事業等
農地・農業用施設の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組めます。 なお、被災の状況に応じた工法により復旧します。	農地・農業用施設等災害復旧事業
農業経営体の早期復旧	・営農施設・設備の復旧に要する費用について補助を実施します。	経営体育成支援事業
林道の復旧	・早期着工・早期復旧に取り組めます。	林道施設災害復旧事業
農家住宅復旧に伴う農地転用許可の緩和	・農家住宅復旧に係る農地転用許可については、県知事の許可が必要となっているため、県との連絡調整を図りながら、迅速な転用許可申請が行えるよう支援を進めていきます。併せて特例措置が図られるよう、県へ要望していきます。	



復興対策	
復興課題	具体的な取組み
耕作地の集約推進	・地域の担い手である認定農業者や集落農業法人の大規模農業化を支援します。
アイデアや特色ある農産物づくり	・対象作物の選定と流通の確保を図り、農産物のブランド化とともに特産化を進めます。
乙女台地の開発	・畑地の圃場整備を推進し、併せて有効な土地利用を図ります。
農業の更なる振興	・県・JA等と連携し、転作や農家の栽培指導を実施するとともに、特産品のPRを含め情報提供を行います。
農地を活用した地域活性化	・農地を活用したイベントの開催について検討を進めます。

図 「復旧対策」「復興対策」の例（「基本目標1 産業と経済の再建」の「農林業の振興」）

（出典）甲佐町「甲佐町震災復興計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画の策定は、以下のような体制のもと行われた。
- ・ また、計画を推進するための体制についても計画に示している。具体的には、「甲佐町震災復興対策本部」が継続して、計画の推進にあたり、施策・事業等の進捗に関する評価については、「企画審議会」を通して外部委員による進捗管理を行っている。計画の進捗管理は、復旧・復興に関する施策・事業等の進捗管理や「町民満足度調査」を通じた町民の検証を含めた PDCA サイクルを実施するとしている。

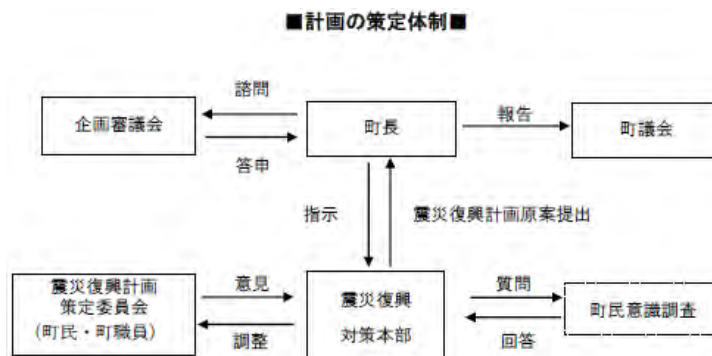


図 甲佐町震災復興計画の策定体制

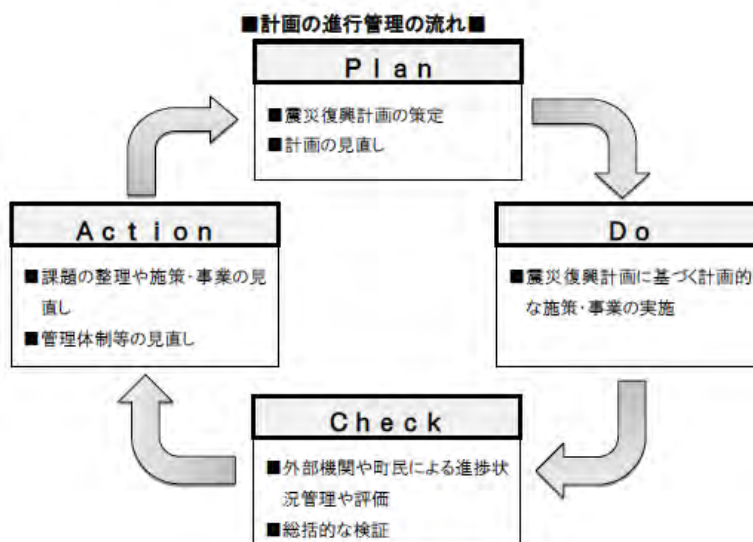
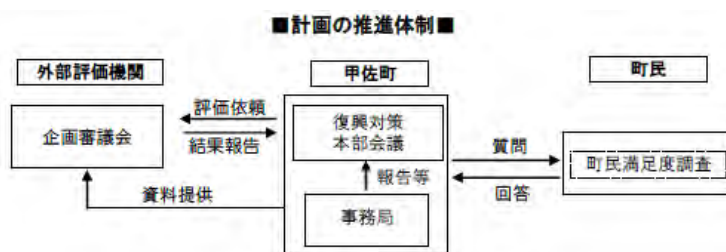


図 甲佐町震災復興計画の推進体制

(出典) 甲佐町「甲佐町震災復興計画」

○計画の策定プロセス

- ・ 計画の策定にあたり、平成 28 年 8 月に、町内在住の 18 歳以上の男女個人 1,000 人を対象に町民意識調査を実施している。
- ・ 調査では、地震発生時の居場所、避難場所、避難所についての感想、被害の具体的状況、震災直後に困ったこと、計画策定にあたっての重要な取り組み、生活再建支援・社会生活基盤の復旧での重要・必要な取り組み、復旧を優先すべき公共施設、子供たちの育成・高齢者・障がいのある人・

地域コミュニティの再構築・産業の再生・観光の振興・災害に強いまちづくり・新たな生活スタイルに関する重要・必要な取り組みについて、アンケートによる調査を実施している。

- ・ 復興に向けての課題や具体的な復興策について、町民の生の声を聞き、政策形成段階から町民の意見を取り入れた計画づくりを進める場として、職員との合同によるワークショップ及び会議「甲佐町震災復興計画策定委員会」を設置した。委員会委員は、町民・町職員で構成され、町民からの委員はホームページ等で公募された。委員会は、情報の共有を通して、町民と職員の協働のまちづくりの実践を図るとともに、あわせて参加者の満足度が十分得ることを目的としている。委員会は、平成 28 年 8 月 23 日から 10 月 25 日にかけて計 4 回開催され、出された意見は産業、都市基盤、生活環境、健康・福祉、教育・文化、その他の政策分野ごとにとりまとめた。

【20160125】 復旧・復興計画の策定（山都町）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 被災した社会インフラ・産業基盤等々の復旧、被災者への支援や地域産業の再生、さらに町民生活の更なる安定を目指し、今後の取り組むべき主要な施策や具体的な事業を取りまとめた「山都町復興計画」を策定した。

○位置づけ

- ・ 復興計画に掲げる施策等については、震災前の平成 27 年 3 月に策定・公表された「第 2 次山都町総合計画」に示された基本構想・基本計画を実現するための具体的な事業である実施計画事業として位置付けられた。
- ・ 今回の被災により見えた地域課題や多様化する住民ニーズ等に対して、まちづくりに繋がる事業の実施や地域の取り組みを推進するものとした。

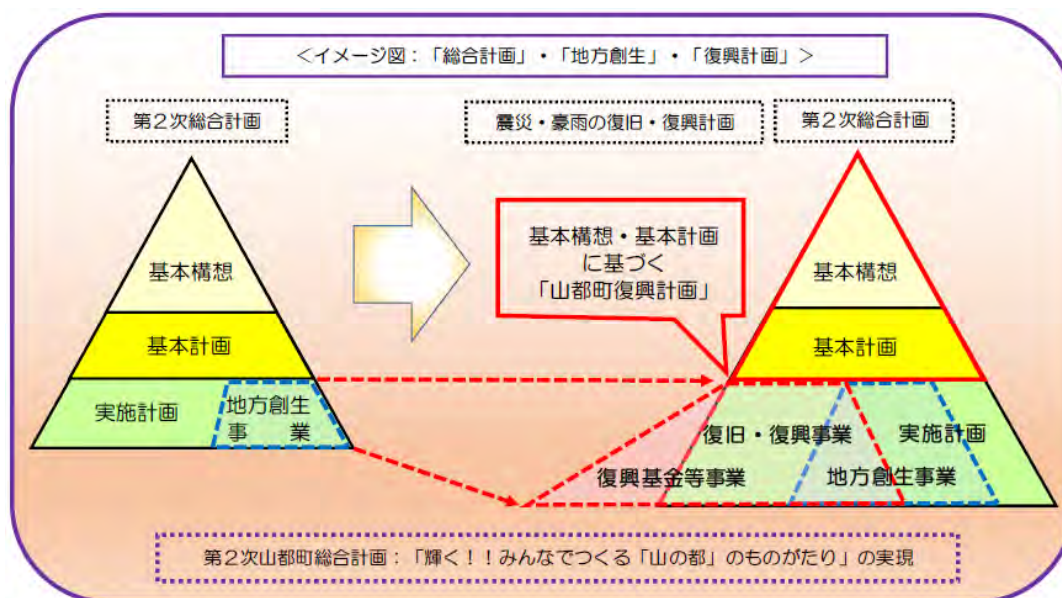


図 山都町震災復興計画の位置づけ

(出典) 山都町「山都町復興計画」

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 対象期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とした。
- ・ 必要な事業については、総合計画・後期基本計画の実施計画事業において、平成 32 年以降も継続して取り組むこととしている。

H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第2次山都町総合計画								
前期基本計画				後期基本計画				
総合計画（基本構想・基本計画・実施計画事業（毎年ローリング））								
山都町復興計画（復旧・復興）								
熊本県復旧・復興プラン								

図 山都町震災復興計画の期間

（出典）山都町「山都町復興計画」

○計画の内容

- ・ 基本方針は、①町民生活の再建、②産業・経済の再生、③災害に強いまちづくりの推進、④計画推進のための財政運営、の 4 つの項目から構成され、基本方針ごとの取り組みが計 22 項目示されている。項目ごとに、担当課、課題、内容及び目標が示されている。

【20160126】復旧・復興計画の策定（球磨村）

①計画の目的と位置づけ

○計画の目的

- ・ 近年、激甚化する災害の態様並びに村の置かれる厳しい地形や村民の高齢化進展等を背景に、災害に強いむらづくりの実現を目的として、平成 29 年 9 月に「球磨村復興まちづくり計画」が策定・公表された。

○計画の位置づけ

- ・ 本計画の内容は、村の最上位計画であり、震災前の平成 26 年 4 月に策定・公表された「第 5 次球磨村総合計画」を反映させることとした。
- ・ また、地方創生の要となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連個別計画も踏まえた施策、事業の位置づけを実施した。

②計画の期間と内容

○計画期間

- ・ 計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの概ね 10 年間としている。ただし、社会環境や経済情勢の変化等により、随時必要な見直しを行うこととした。
 - 前期：平成 33 年度までの 5 年間とする。
 - 後期：平成 34 年度から概ね 5 年間とする。

○計画の内容

- ・ 村では震災前より、村民各々が「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、村民と考え、作る「防災ひと・むらづくり」を進めていた。計画でもこれを踏襲し、基本理念「災害に強いむらづくり」を設定した。
- ・ 「自分の命は自分で守る」という防災意識を醸成し、自助・共助・公助を進め災害に強いむらづくりを創出していくため、3 つの基本方針「防災ひと・むらづくり」「防災拠点の防災機能強化」「防災関連施設の整備」をもって取り組むとしている。
- ・ 各基本方針において、施策と取り組み期間が設定されている。施策の中でも、特に、村民が正確な災害情報を得られる場の整備と、安全に避難できる場所と環境の整備を重点的な施策として位置付けている。具体的には、「（仮称）防災センターの設置」「指定緊急避難場所の防災機能強化」「防災ヘリポートと中央備蓄倉庫・物資供給拠点等の整備」「防災無線のデジタル化」の 4 つを重点施策としている。

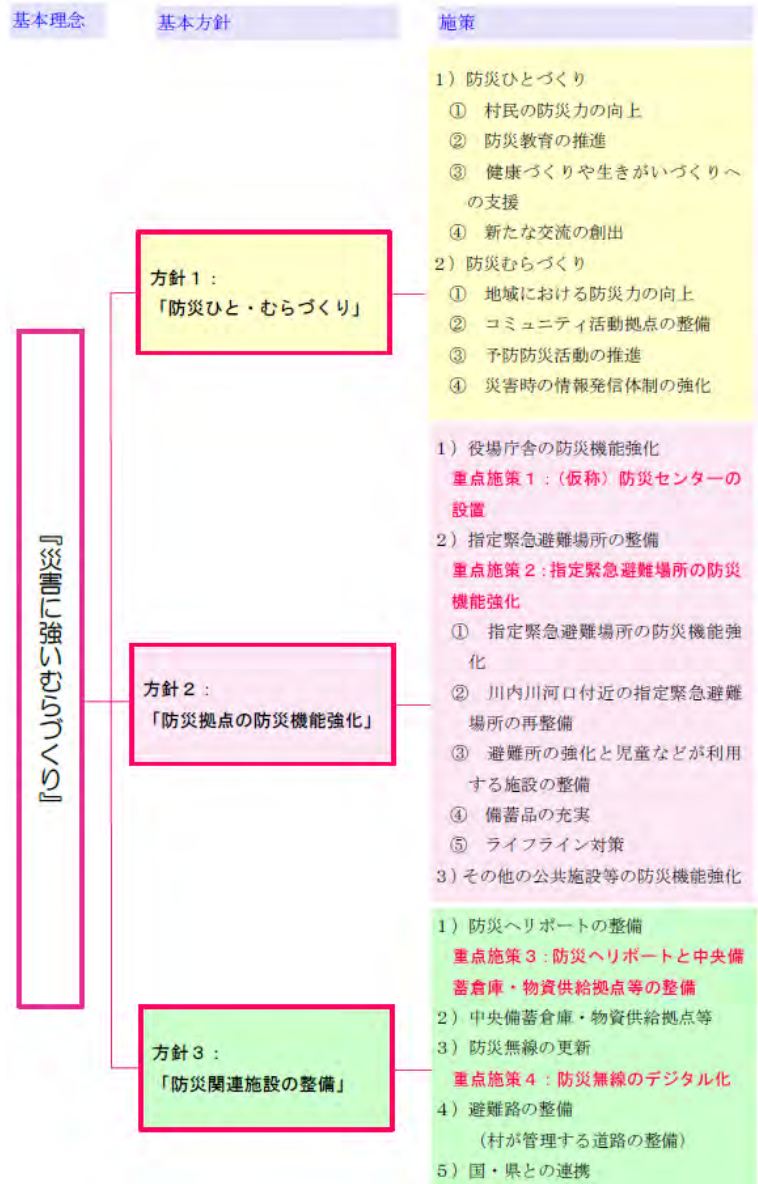


図 球磨村復興まちづくり計画の構成

(出典) 球磨村「球磨村復興まちづくり計画」

③復興計画の策定体制と策定プロセス

○復興計画の策定体制

- ・ 計画内容の検討では、平成 29 年 6 月 27 日に旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成したブロック事務長、各課の代表職員からなる検討会と、平成 29 年 8 月 17 日に各課長からなる策定会議を編成し検討した。

○計画の策定プロセス

- ・ 震災前の平成 27 年 12 月に「村民防災会議」が設置されており、村民が「自分の命は自分で守る」という防災意識の醸成を図りながら災害に強いむらづくりに積極的に取り組む事業を以下のように推進していた。

- 村民防災会議は、「本部会議」と「ブロック会議」で構成されている。
- 本部会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設、国・県等の代表者や関係機関の方々に構成され、ブロック会議では解決できない問題、課題等を検討している。
- ブロック会議は、村議会、区長、消防団、防災協力隊、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ、学校・保育園、消防・警察、医師会、福祉施設等や関係機関の方々に構成され、旧小学校校区を基に村内を 5 ブロックに編成し、各ブロックにおいて定期的に 3 回の会議

が開催されている。村民が身近な地域の現状や課題を共有し悩みを解決する場として、また、防災意識を高めることを目的としている。

- ・ 計画の策定にあたっては、検討会を平成 29 年 6 月 27 日から 8 月 10 日にかけて計 3 回、策定会議を平成 29 年 8 月 17 日と 23 日の計 2 回開催し、計画の検討を行った。検討・策定では、村民防犯会議で挙げられた意見を総合的に取り入れている。
- ・ また、計画内容をより効果的かつ効率的に実現するために、各種施策について進捗管理を行い着実かつ適正に遂行するために PDCA サイクルを実施し、必要に応じて各種事業の進捗状況を点検・評価し、事業内容や本計画の見直しを行うとしている。

(5) 広報・相談対応の実施

【20160127】 広報（熊本県）

- ・ 宮城県の対応（宮城県は東日本大震災後に「みやぎ被災者生活支援ガイドブック」を作成）を参考に、被災者の生活支援（生活・保健・医療・福祉）に関する概要をまとめた「熊本県被災者生活支援ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは平成 28 年 8 月に発行し、平成 29 年 1 月及び平成 30 年 3 月に改定を行っている。
- ・ 同ガイドブックは、電子データでの提供を行っており、県ホームページで公表している。
- ・ 市町村が運営する地域支え合いセンターの生活支援相談員を通じて、被災住民への配布、説明等が行われ、周知の効果が向上したものと考えられる。
地域支え合いセンター URL: http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_17270.html
- ・ 各項目の詳しい内容や具体的な手続きについては、ガイドブックに掲載されている各問合せ先に確認することとなっている。

表 熊本県被災者生活支援ガイドブックの構成

<p>総合的な窓口：地域支え合いセンター</p> <p>1 経済的な支援</p> <p>被災者生活再建支援金 災害援護資金貸付 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費・災害援護日）貸付「特例措置」 母子父子寡婦福祉資金貸付金 義援金 生活保護 災害弔慰金 災害障害見舞金 児童扶養手当 特別児童扶養手当 児童手当 特別障害者手当、障害児童福祉手当、経過福祉手当</p> <p>2 住まいの確保</p> <p>応急仮設住宅 民間賃貸住宅の借上げ（みなし仮設住宅） 被災した住宅の応急修理 リパースモーゲージ利子助成 自宅再建利子助成 民間賃貸住宅入居支援助成 転居費用助成</p> <p>3 保健福祉医療等</p> <p>・医療一般 熊本県小児救急電話相談 休日・夜間に急病や、ケガをしたときの医療提供制度（在宅当番医制、休日夜間急患センター） お薬相談窓口 薬局機能情報提供制度 がん相談支援センター、がん経験者相談員による「おしゃべり相談室」 難病患者・家族の相談 市町村国保・後期高齢者医療の一部負担金免除 医療安全支援センター（医療に関する相談）</p> <p>・福祉（生活）一般 社会参加や社会的自立に困難を有する子ども・若者の相談 生活困窮者自立支援制度を活用した被災者支援</p> <p>・こころの相談 熊本こころのケアセンター 心の相談窓口 薬物乱用に関する相談</p> <p>・高齢者の保健福祉 高齢者についての相談 高齢者無料職業紹介所 認知症の早期発見・早期診断 介護保険 介護保険料の減免 介護保険サービス利用料の免除</p>	<p>・児童の保健福祉 子どもに関する相談 親子（乳幼児）や女性の心のケア 保育所、認定こども園等 一時預かり</p> <p>・ファミリー・サポート・センター（子育ての援助） 児童館・児童センター（子どもの遊び場） 地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば） 保育料の減免 未熟児養育医療 乳幼児医療費助成 障がいのある子どもの自立支援医療（育成医療） 小児慢性特定疾病の子どもの医療と相談窓口 母子への支援</p> <p>・ひとり親家庭、女性の保健福祉 女性相談センター（DV等の相談） ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等就業支援講習会 ひとり親家庭等日常生活支援 ひとり親家庭等学習支援・交流 ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付 ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 母子家庭等就業・自立支援センター 母子・父子自立支援員 不妊に悩む方への支援</p> <p>・障がいの者の保健福祉 障がいについての相談 地域療育センター（在宅障がい児の療育に関する相談） 障がい児・者の短期入所など 視覚障がい者への支援 聴覚障がい者への支援 障害児通所給付等の利用者負担の減免 障害児入所給付等の利用者負担の免除 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 7</p> <p>・仮設住宅における被災者支援 保健師等による健康支援 復興リハビリテーションセンター （仮設住宅へのリハビリテーション等専門職の派遣）</p> <p>・その他 迷子になった犬やけがをした犬猫の保護</p> <p>参考 問合せ先一覧 市町村 市町村社会福祉協議会 熊本県地域振興局（福祉事務所） 保健所 地域包括支援センター 地域療育センター 児童相談所</p>
---	---

(出典) 熊本県「熊本県被災者生活支援ガイドブック【平成 30 年 3 月版】」より作成

【20160128】 広報（熊本市）

- ・ 震災以前に市公式のツイッターは開設していなかったが、市長個人のツイッターで4月14日の前震後の21時50分から震災に関する投稿が開始され、以下のような活用と効果があった。
 - 水道水の供給や応急給水活動に関する情報が5月4日までに13回投稿された。不特定多数に情報を提供する広報機能と同時に、閲覧者からのリツイートによる情報収集を行う広聴機能としても活用し、特に写真などの画像の添付があると漏水箇所が目視でき効果的であった。
 - 「動植物園からライオンが放たれた」といったデマ情報や、物資・給水支援に関する誤った情報と正確な情報の判別について、本市が発表する情報は市HPの情報が公式なもので、市HP以外の発表は本市からの発表ではないので注意するよう呼びかける投稿を行った。
 - 物資の受入拠点「うまかな・よかなスタジアム」では、送られてくる物量に対して、対応人員数が不足していたため、ボランティアの募集を行った。当該ボランティアは自主参加という形で柔軟な時間での参加が可能だったため、大きな力となった。
 - 早期回収が必要なごみステーションの情報提供を直接呼びかけた。
- ・ ラジオを使った情報発信として、14日の前震後からコミュニティ放送局である熊本シティエフエムにおいて特別編成により地震情報の放送を行った。また、本市に対し超短波放送局（臨時目的放送局）の免許が与えられたことから、熊本シティエフエムの通常放送を休止し、機材および人的支援を受けることで、地震関連情報や生活支援情報を24時間編成で放送する「臨時災害放送局～くまもとさいがいエフエム～」を開設することとなった。この臨時放送局は4月18日から30日の期間継続され、随時情報発信を行った。
- ・ また、新聞社数社からの支援により、各避難所に新聞が配布された。新聞は普段から慣れ親しんだ避難者などに大変喜ばれ、避難者にとって有効な情報収集源の1つであった。
- ・ 各避難所では、避難施設の体育館出入口や、校舎の廊下・玄関口など、人の出入りが多いところに、黒板やホワイトボード等の掲示板を設置し、各避難所における生活ルールや物資の状況、食事の支給時間、ボランティア情報等の告知を行っていた。また、掲示板には口腔ケアやエコノミークラス症候群予防等の健康支援情報、生活再建支援に関する情報、その他各種情報等を紙で貼り出すとともに、必要に応じて各避難者に紙で配布できるよう対応を行った。また、東日本大震災の直後に避難所等における性暴力やDV事案が多く発生したことを踏まえ、性暴力・DV防止啓発ポスターを掲示したほか、悩み相談カードを設置するなどの啓発に取り組んだ。



図 避難所におけるホワイトボードを活用した情報共有

（出典）熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

- 一定期間経過後は、インターネットツールを持っていない避難者を想定した情報発信として、「市政だより」の臨時版の発行を行った。主に支援情報等を掲載し、4月22日より各区の物資供給拠点を通して、物資とともに各避難所に配布した。4月28日には被災者支援情報の問合せ先などをまとめた冊子、「被災者支援制度」第1版を発行し、各避難所へ設置、配布した。その後、支援制度の周知のための「避難所だより」、多岐にわたる支援制度の中から主要な制度を見つけやすくするものを目指した「被災者支援ガイドブック」等を順次発刊していき、避難所へ設置、配布を通して、支援制度の情報提供を図った。また、外国人避難者へ向けて、多言語化した災害情報・支援情報についても必要に応じて提供できるよう、併せて設置した。

【20160129】 広報（大津町）

- 震災により住宅が被災し、応急仮設住宅などへの非難を余儀なくされている被災者に対して、想定される生活再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報を知らせるため、「大津町生活再建ガイドブック」を作成した。同ガイドブックは随時見直されており、最新版は平成29年12月28日に公表されている。
- 制度を利用する場合は、各制度の問合せ先に確認することとなっている。

表 大津町生活再建ガイドブックの構成

第1章 被災者支援関連	
①被災者生活再建支援金	（福祉課）
②熊本県義援金	（福祉課）
③大津町義援金	（福祉課）
④災害弔慰金	（福祉課）
⑤災害障害見舞金	（福祉課）
⑥地域支え合いセンター	（大津町地域支え合いセンター）
第2章 住宅自立再建関連	
⑦自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	（全国銀行協会相談室）
⑧災害復興住宅融資	（住宅金融支援機構）
⑨熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	（熊本県住宅課）
⑩「日本財団わがまち基金」被災住宅再建資金助成事業	（熊本県建築住宅センター）
⑪住まいの再建相談窓口	（福祉課）
⑫自宅再建利子助成事業	（福祉課）
⑬リバースモーゲージ利子助成事業	（福祉課）
⑭転居費用助成事業	（住民課住宅係）
⑮民間賃貸住宅入居支援事業	（住民課住宅係）
※参考 新築一戸建て住宅購入に必要な費用について	
⑯くまもと型復興住宅	（熊本県建築士事務所協会）
※参考 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示場について	
⑰被災宅地支援事業	（都市計画課）
⑱宅地耐震化推進（拡充）事業	（都市計画課）
⑲住宅耐震化支援事業	（熊本県建築課）
⑳戸建木造住宅耐震改修等事業	（都市計画課）
○21 生活再生相談	（グリーンコープ生協くまもと）
○22 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業	（総務課地域安全係）
第3章 公営住宅支援関連	
○23 災害公営住宅	（住民課住宅係）

（出典）大津町「大津町生活再建ガイドブック 平成29年12月28日現在」より作成

【20160130】 広報（嘉島町）

- ・ 被災者の生活再建へ向けた各種公的支援制度等に関する情報を取りまとめた「住まいの再建ガイドブック」を平成 29 年 7 月に作成・公表した。
- ・ 各制度の概要と問合せ先が掲載されている。

表 住まいの再建ガイドブックの構成

△あなたが受給できる支援金の申請を忘れていませんか？ <ul style="list-style-type: none">・り災証明書で 全壊・半壊 の世帯・り災証明書で 大規模半壊 の世帯・宅地の復旧工事を行う世帯
△あなたが受給できる義援金の申請を忘れていませんか？ <ul style="list-style-type: none">・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯・り災証明書で 一部損壊 の世帯で住宅の対象となる修理費用が 100 万円以上の世帯・り災証明書で 一部損壊 もしくは、り災証明書を取っていない世帯で住宅の対象となる修理費用が 30 万円以上の世帯
△住宅を建設・購入・補修するための費用の融資を受けようと考えていますか？ <ul style="list-style-type: none">・り災証明書で 全壊・大規模半壊・半壊 の世帯・二重ローンへの対策を考えている世帯
△その他 <ul style="list-style-type: none">・木造住宅の耐震診断・くまもと型復興住宅

(出典) 嘉島町「住まいの再建ガイドブック」より作成

【20160131】 外国人被災者の生活相談（熊本市）

- ・ 居住の問題やこころの不安をかかえながら自宅や車中泊をしている外国人に対して、熊本県弁護士会、熊本県行政書士会、熊本市居住支援協議会、熊本市、イエズス会の聖心病院、日本イスラエイド・サポート・プログラム、多文化間精神医学会、コムスタカ～外国人と共に生きる会の協力の下、国際交流会館及び熊本大学にて外国人被災者への生活相談会を 5 月 1 日、8 日、31 日、6 月 12 日に開催した。

第1回 相談会

5月1日(日) 11:00~14:00

国際交流会館1階エントランスロビー

来場者 80人 (国籍 フィリピン、インド、ブルガリア、スリランカ、インドネシア、英国、バングラデシュ、タンザニア、エジプト、中国)

相談件数 48件

内容

【法律】

- 住んでいたアパートが地震で住めなくなったが、家賃を支払う必要があるか。
- アパートの大家から立ち退きを告げられたが、部屋に大きな損害がなく続けて住みたい。

【居住】

- アパートの安全確認を急いでお願いしたい。
- 家が壊れた、新しいアパートへ移りたい。
- 家の壁が壊れたり、家内の家具や食器が破損したりしているが、保証手続きについて知りたい。

【在留資格】

- 在留資格の期限が迫っているが、家が壊れ避難所や友人宅を渡り歩いている。更新時の住所はどのようにすればよいか。

【行政】

- り災証明書の申請の仕方について

【こころ】

- 地震への恐怖で夜、家に帰れない。(前震の時、テレビが寝ている顔の直ぐ横に倒れてきた。)



第2回 相談会

5月8日(日) 10:00~14:00

国際交流会館2階交流ラウンジ

来場者 120人 (国籍 ネパール、フィリピン、インドネシア、英国、バングラデシュ、ケニア、タイ、ベトナム、アメリカ、メキシコ、中国)

相談件数 50件

内容

【法律】

- 勤務している会社からの給与支払いが滞っている。
- アパートの温水器が壊れているが管理者(大家)が対応してくれない。
- インターネットの契約について(地震で使用していない。)

【居住】

- アパートの安全性に不安がある。
- パイプが破壊され、家内に汚水が入ってくる。
- 家の壁が壊れた。パソコン、テレビが壊れた。
- 団地の4階に住んでいるが1階へ引っ越したい。

【在留資格】

- 地震の影響で会社を解雇された。早く別の仕事を探したいが在留資格の制限がないか心配。

【行政】

- り災証明書の申請の仕方について
- 住宅地のゴミ回収について
- 生活に困窮しているが市の支援はないか

【こころ】

- 胎児への影響がないか心配(妊婦の方から)
- 5歳の子どもが怖がってしかたがない
- 高校生の子どもが話さなくなった、一人で寝れなくなった
- 子どもの変化に、どのように接してよいかわからない
- 夫がいないと決まって頭痛が起る
- 恐怖を誰かに伝えたい



第3回 相談会

5月31日(火) 11:00~14:00

熊本大学黒髪キャンパスグローバル教育カレッジ棟

来場者 4人 (国籍 国籍 バングラデシュ、ミャンマー、インドネシア、中国)

相談件数 4件

内容

- 地震でアパートが壊れたので引っ越したい
- 地震がまた来るのではないかと不安で眠れない
- 日中、妻がアパートで一人になるので心配
- 地震で研究が遅れたが、奨学金は予定通りに終了するため、研究が継続できるか心配
- 地震で仕事が無くなった。アパートも全損で住めない。



相談会時に支援物資の配布を実施

第4回 相談会

6月12日(日) 11:00~14:00

国際交流会館2階交流ラウンジ来場者 3人 (国籍 インド、ジャマイカ)

相談件数 3件

内容

- 地震でアパートが住めなくなったので、新しいアパートに引っ越す必要がある
- アパートを2年契約したが、解約できるか?
- 英語教師として来熊し、1年以上の契約が残っているが、ポジティブに働き生活する自身がない。

図 外国人被災者への生活相談会の開催概要

(出典) 一般財団熊本市国際交流振興事業団「2016熊本地震外国人被災者支援活動報告書(第二版)」